

補記 脱稿後に、スウェーデン民事訴訟法に関する優れた英文の概説書に接した。Bengt Lindel, *Civil Procedure in Sweden* (The Hague · London · Boston: Kluwer Law International, 1996) がそれである。著者 B. リンデルはウプサラ大学の訴訟法教授で、スウェーデンの法学界の中堅層を代表する 1 人。著者から贈呈を受け、早速通読してみたが、全文 250 頁余で、あまり大部なものではないにも拘らず、スウェーデン民事訴訟の全体（仲裁法なども含む）と訴訟理論の現況について、適切でかなり詳細な説明を行っており、理論家にも実務家にも有用な好文献である。詳細な索引も付されている。その顕著な有用性にかんがみ、ここに紹介しておく次第である。（1997 年 6 月校正時）

く。

第24章第5条 a 裁判所がある者を勾留することを決定し、または勾留を継続すべき旨命ずるときは、裁判所は同時に検察官の求めに基づき、被勾留者の外界との接触を制限すべきか否かについて審査しなければならない。このような制限の許可は、被疑者が証拠を隠滅し、またはその他の仕方で事案の調査を困難ならしめる危険が存するときのみ与えることができる。

事後に生じた事情に基づきそれが必要であるときは、裁判所が制限の許可を与えていないにも拘らず検察官は、被勾留者の外界との接触の制限を意味する決定を発することができる。検察官がこのような決定を発したときは、彼は即日または遅くともその翌日に、裁判所に対し第1項の審査を求めなければならない。このような申出が裁判所に到達したときは、裁判所はできる限り速やかに、かつ遅くとも1週間内にこの問題に関する弁論を開かなければならない。裁判所における取扱いについては勾留弁論について定めるところが適用される。

Sveriges Rikes Lag の1993年版（同書は毎年1月1日現在の法令を掲載している）の刊行後に、刑事手続の部分について上記条文以外にもかなりの法改正が重ねられている。これについては本稿との統一上、なるべく早い機会に訳出するつもりである。本稿の内容についてすらすでに若干の改正が生じており、同様の作業が必要である。

それにしても、スウェーデンにおける活発な立法作業、訴訟手続法のような基本的法律についてさえ例外でない法改正の頻繁さは全く驚異的である。一刻も目が離せないという感じで、私のように怠惰な外国の研究者にとってはしんどい話ではある。

（1996年9月9日脱稿）

ができる。

訴追が提起されるや否や、被疑者または彼の弁護人は調書または捜査上の要約書の謄本を求める権利を有する。** 公共弁護人が被疑者のために任命されたときは、特別の求めなしに謄本を弁護人に交付または送付しなければならない。

- * 2号の規定は裁判所の調書に関する6章8条2項とおおむね同じである。Norstedts, 2 s. 23: 72.
- ** 被疑者および弁護人は、捜査機関が無意味と考えて捜査記録から排除した資料についても知る権利を有する。Norstedts, 2 s. 23: 73, Fitger, s. 150.

第22条 本章による捜査は、訴追のための十分な理由が存在するにも拘らず、罰金よりも重い制裁が規定されていない犯罪、第45章第2条第1項または第2項に関わる犯罪については要求されない。捜査はまた、第3章第3条および第7章第4条第2項に関わる犯罪に関する事件についても、罰金以外の制裁を課する理由が存在しなければ要求されない。

検察官が提起した訴追を拡大しようとするときは、本章による捜査を行うことなくすることができる。

第23条 訴追が提起された後にそれ以上の捜査が必要と認められるときは、それについて本章に定めるところの適用できる部分が適用される。

第24条 捜査指揮者の活動、第18条第1項第4文による通知および捜査の際の調書および要約書に関する細則は、政府によってなされる。*

- * 捜査訓令 (förundersökningskungörelse (1947: 948)) に定められている。これは全文30条からなる政令である。

なお、前稿が依拠した Sveriges Rikes Lag 1993 年版刊行後の法改正で、本稿の法文中にしばしば現れる次の規定を訳出してお

23: 62, Fitger, s. 149.

*** もっとも時効完成のおそれがあるときは、本項の規定に拘らず訴追を決定できる。Norstedts, 2 s. 23: 66, Fitger, s. 149.

*** 例えば不必要な証拠調べを避けるため。Norstedts, 2 s. 23: 67.

第19条 捜査指揮者が、彼にとって必要とみられる捜査は終了したけれども、第18条第2項に関わる求めを認容しないとき、または被疑者が調査にその他の欠陥が存在すると考えるときは、彼は裁判所にその旨を届け出ることができる。*

この届出が裁判所に到達したとき、裁判所はできる限り速やかにこれを審査に取り上げなければならない。そのための理由が存するときは、裁判所は被疑者もしくはその他の者を尋問し、または必要と認められるその他の措置をとることができる。被疑者の出頭への補償は、法律扶助を享受する被告人に適用されるところに従い支払わなければならない。

* この届出が弁護人からもできることは自明とされる。Norstedts, 2 s. 23: 69.

第20条 捜査が終結したときは、訴追が提起されるべきか否かに関する決定がなされなければならない。

第21条 捜査にあたっては、調査上生起した有意義な事項について調書が作成されなければならない。

被疑者またはその他の者の供述が録取された後、尋問が終了する前に被尋問者に対し、朗読するかまたは録取を照合するその他の機会を与え、かつ内容に異議 (erinran) があるか否か尋ねなければならない。変更を起因しない異議は記載されなければならない。その後録取を変更することはできない。供述が照合の後初めて調書に記載されたときは、録取したものを一件記録に添付しなければならない。*

軽微な事件においては調書の代わりに、捜査上生起した重要な事項に関する要約書 (kortfattade anteckningar) を作成すること

れる。証拠の取調べおよび被疑者の裁判所への出頭の費用は、公費から支払わなければならない。被疑者の出頭への補償は、法律扶助を享受する被告人に適用されるところに従い支払わなければならない。

第 16 条 捜査中における強制手段の使用については第 24 章ないし第 28 章に定めるところが適用される。

第 17 条 捜査中に捜査指揮者の職務区域外の場所における尋問またはその他の措置が必要とされるときは、彼は措置を採るべき場所における警察機関の援助を得ることができる。

第 18 条 捜査が犯罪についてある者が合理的に疑われる段階にまで至り、彼が尋問されるとき、彼はその嫌疑について通知されなければならない。^{*} 被疑者および彼の弁護人は、捜査上生起した事項について調査に支障がない限り継続的に知る権利を有する。彼らはさらに、彼らが望ましいと考える調査について申し述べ、およびその他彼らが必要と考えるところを主張することができる。これに関する教示は、被疑者および彼の弁護人がこれを準備するために、合理的な時間的余裕をおいて与えられるかまたは送付されなければならない。これがなされる前に訴追を決定してはならない。^{**}

被疑者または彼の弁護人の求めに基づく尋問またはその他の調査は、それが捜査上有意義であると考えられるときは行われなければならない。このような求めが排斥されるときは、その理由を示さなければならない。

検察官は訴追の問題について決定する前に、それが訴追決定またはその他事案の今後の取扱いのために利益になると考えられるときは、^{***} 被疑者または彼の弁護人と特別の集会をもつことができる。

^{*} この通知以降は、彼は当事者として取り扱われる。Norstedts, 2 s.

第13条 ある者が尋問の際調査上重要な事実について供述することを拒否し、かつ訴追が提起された場合、彼が事件においてそれについて証言する義務を負うとき、またはそうでなくとも事件において証言する義務を負う者が、すでに捜査段階において証人として尋問されることが調査上特に重要であるときは、捜査指揮者の求めに基づき、裁判所の前で証人尋問を行うことができる。

第1項に関わる尋問は、ある者が犯罪について合理的に疑われる段階まで捜査が進展する前には行うことができない。尋問については本口頭弁論外の証拠の取調べについて定めるところの適用できる部分が適用される；被疑者は尋問に立ち合う権利を与えられなければならない。彼の出頭に対する補償は、法律扶助を享受する被告人について定めるところに従い公費から支払わなければならない。

第14条 捜査指揮者は鑑定人から意見を入手することができる。公的機関以外の者から意見を入手する前に、それに反する特段の理由が存しないならば、犯罪について疑われる者または彼の弁護人は鑑定人の選択について意見を述べる機会を与えられなければならない。

鑑定人がすでに捜査段階において裁判所によって任命されるべきときは、捜査指揮者は裁判所にこれに関する申請を行うことができる。彼はまた裁判所に、文書証拠の提出もしくは検証の目的物が用意されるべき旨または証拠として有意義と考えられる公文書が捜査の際に用意されるべき旨の命令を求めることができる。

第15条 本口頭弁論の際援用されるべき証拠がその前に失われる危険が存するか、またはその援用が極めて困難であるときは、捜査指揮者または被疑者の申立てに基づき、裁判所は直ちに証拠の取調べを行うことができる。この証拠については本口頭弁論外で取り調べられる証拠について定めるところの適用できる部分が適用さ

する上訴については、第 49 章および第 52 章が適用される。

高等裁判所の決定に対しては上訴することができない。

* 旧法 7 条に相当。

第 9 条* 第 7 条または第 8 条に関わる事件において、裁判所は当分の間刑罰命令は執行することができない旨決定することができる。

* 旧法 8 条に相当。

第 10 条* 第 6 条ないし第 9 条の規定は同意された秩序罰金命令の問題についても適用されなければならない。このような命令に対する不服申立てに関する事件においては一般検察官が被疑者の相手方当事者である。

* 旧法 9 条に相当。

——訳注スウェーデン訴訟手続法 大尾——

前稿に対する補遺

前稿において遺脱した第 23 章第 13 条から第 24 条までを以下に補足する（第 12 条は*の部分を遺脱したので、多少修正した本文とともに、これもここに掲載しておく）。

第 12 条 尋問の間、自白またはある方向への供述を獲得する目的をもって、特別の利益に関して意図的に不正確な情報を与え、約束をもししくは期待をもたせること、脅迫し、強制し、疲労困憊させること、またはその他の不当な措置を用いてはならない。被尋問者は通常の食事または必要な休息をとることを奪われてはならない。*

* 尋問時間の制限に関する特別の定めはないが、9 条の時間内中断なしに尋問できるわけではない。国会オンブズマンに批判されたものとして、被疑者が 15 時に引致され、17 時から 23 時 20 分まで中断なしに、かつ食事をする機会を与えられずに尋問されたケース、および被疑者が 20 時 30 分から午前 1 時まで中断なしに尋問されたケースがある。Norstedts, 2 s. 23 : 49.

- 1 同意が有効な意思表示によるものとみることができないとき、
- 2 案件の処理の際、命令が無効とみられるべき瑕疵が存在したとき、*** または
- 3 その他の理由により命令が法律に合致しないとき。

刑罰命令が破棄されたときは、その後に同一の行為についてより厳しい有罪判決または刑罰命令をすることはできない。

* 旧法5条に相当。

** 本条以下の刑罰命令等に対する不服の申立ては、前条までの重大な訴訟手続違反に対する不服申立てと異なり、手続の瑕疵だけでなく、実体法上の誤った法適用をも理由としてすることができる。この意味で、刑罰命令等に対する不服申立ての適用範囲は、判決に対する重大な訴訟手続違反に対する不服申立てと被告人の利益のための再審の両者をカバーする。他方、判例は刑罰命令等に対する再審の申立ても認めている（こちらは期間の制限がない）。Welamson, s. 254-5. なお、破棄の申請は検察官からもできる。通常は検察官が被疑者を援助して行われるという。Welamson, s. 235, Fitger, s. 363.

*** 法文の文言からは明らかでないが、この瑕疵は形式的なものに限られると解されている。そうでなければ3号が独立した意義を失ってしまうというのがその理由である。Welamson, s. 257, Thorsten Cars, Om resning i rättegångsmål (1959) s. 330.

第7条* 刑罰命令に対し不服申立てをしようとする者は、書面でこれを行わなければならない。書面はその犯罪について訴追を取り上げる権限を有した地方裁判所に提出しなければならない。

書面は被疑者に対し命令の執行に関する措置がとられた後1年内に提出されていなければならない。取扱いについては、第52章第2条、第3条および第5条ないし第12条が適用されなければならない。その際高等裁判所に関する規定はその代わりに地方裁判所に妥当する。

* 旧法6条に相当。

第8条* 刑罰命令に対する不服申立てに関する地方裁判所の決定に対

許可に関する規定は適用されない。

裁判所は当分の間判決は執行することができない旨決定することができる。

判決が、裁判所が無権限であったか、またはそうでなくとも事件を審査に取り上げるべきでなかったこと以外の理由に基づき破棄されるときは、裁判所は同時に新たな取扱いが判決を宣告した裁判所において行われるべき旨決定しなければならない。

費用の償還については訴訟費用に関する規定が適用される。

* 旧法 3 条参照。

第 4 条* 第 1 条ないし第 3 条において判決について述べるところは、裁判所の決定についても適用されなければならない。

* 旧法 4 条に相当。

第 4 条 a* 地方裁判所以外の公的機関の判断に対し地方裁判所または高等裁判所に上訴されたときは、この案件における重大な訴訟手続違反に基づく抗告は高等裁判所に書面でしなければならない。

第 1 項による抗告については第 1 条、第 2 条第 2 項および第 3 条が適用される。

* 本条は従前のままで、改正法施行前になされた本章の抗告について適用される。

第 5 条* 地方裁判所以外の公的機関の判断に対し地方裁判所または高等裁判所に上訴されたときは、この案件における重大な訴訟手続違反に基づく不服申立ては、高等裁判所に書面でしなければならない。

第 1 項による不服申立てについては第 1 条、第 2 条第 2 項および第 3 条が適用される。

* 旧法 4 条 a に相当。

第 6 条*** 被疑者によって同意された刑罰命令は、以下各号の場合には不服申立てにより破棄されなければならない——

- * 旧法1条に相当。
- ** 本号は1734年法からそのまま引き継がれたものであるが、理由書からも判例からも明確な基準が判明せず、重要な解釈問題を提供している。学説でも詳細な検討がなされているものの、著しい不明確性が支配している。訴訟能力を有しない者が訴訟追行を認められた場合にも適用されうると解されている。Welamson, s. 245-6, Fitger, s. 360. 判決が第三者に証明効を有することはこれに当たらない。Gärde, s. 865, Ekelöf, Rättsmedlen s. 131.
- *** 不明瞭または不完全は主として判決主文に関する。もともと、判決理由は主文の意味を確定するときに意義を有しうる。Welamson, s. 244, Fitger, s. 361.
- **** 極めて欠陥のある実体的訴訟指揮も4号の重大な訴訟手続違反になりうるとされる。Fitger, s. 361. 裁判所が法律の支持なく重要な証拠の提出を拒否することも場合によってはこれに当たる。Welamson, s. 252, Fitger, s. 361.

第2条* 重大な訴訟手続違反に基づく不服申立てをしようとする者は、書面でこれを行わなければならない。この書面は判決が地方裁判所によって宣告されたときは高等裁判所に、およびその他の場合には最高裁判所に提出しなければならない。

不服申立てが第1条第1号または第4号に関わる事実に基づくときは判決が確定力を取得した時から6月内に書面を提出しなければならない。不服申立てが第1条第2号に関わる事実に基づくときは上訴人が判決について知った時から6月内に提出しなければならない。彼が判決について確定力を取得する前に知ったときは、この期間は判決が確定力を取得した日から算定されなければならない。

- * 旧法2条に相当。

第3条* その他、重大な訴訟手続違反に基づく不服申立ておよびこのような案件における高等裁判所の決定に対する上訴については、第52章、第54章および第56章が適用される。ただし、最高裁判所によって直接に審査されるべき不服申立てについては、審査

(klagan) について*

Domvilla とは、理由書によれば「重大な訴訟手続の瑕疵」の同意語である。この言葉はスウェーデン法の術語として古来使われているが、特別上訴としての besvär över domvilla は比較的新しい制度で、1939 年までは存在していなかった。これに相当する古い制度は無効抗告 (nullitetsbesvär) であった。Ekelöf, Rättsmedlen s. 125-6, Welamson, s. 242. 1994 年の法改正では、標題の抗告 (besvär) という語が不服申立て (klagan) に変えられた。NJA II 1994 s. 662.

第 1 条* 確定力を取得した判決は、判決が自己の権利に関わる者の不服申立てにより、以下各号の場合には重大な訴訟手続違反に基づき破棄されなければならない——

- 1 上訴の際上級の裁判所 (högre rätt) が職権で顧慮すべき訴訟手続障害が存在したにも拘らず、事件が取り上げられたとき、
- 2 判決が法的に訴えられておらず、かつ事件について訴えを進行していない者に対し与えられたか、または判決によって事件の当事者でない者が侵害を蒙ったとき、**
- 3 判決が裁判所が本案についてどのように判決したかが分からないほど不明瞭または不完全であるとき、*** または
- 4 その他に、訴訟手続において事件の結果に影響したとみられるほど重大な訴訟手続違反が存在したとき。****

事件において従前援用されていなかった事実に基づく第 1 項第 4 号による重大な訴訟手続違反に基づく不服申立ては、上訴人が訴訟手続においてこの事実を援用するのを妨げられたか、またはそうでなくとも彼がそうしなかったことのための正当な弁明を有したことを相当な蓋然性をもって証しないときは却下されなければならない。

判断された案件についても同様である。

第1項によりなされた申請については、第1条ないし第3条、第4条第2項および第5条ないし第8条が適用される。

第11条* ある者が判決または決定に対する事件の上訴または故障もしくは事件の再取上げの申立てのための期間を懈怠し、かつ彼が懈怠のための法的理由 (laga förfall) を有したときは、彼は申請に基づき喪失した期間を回復することができる。

* 本条のみ 1994 年の法改正の際に改正された。

第12条 喪失した高等裁判所に対する事件の上訴の期間または地方裁判所における故障もしくは事件の再取上げの申立てのための期間の回復を申請する者は、高等裁判所に書面で障害 (förfall) が止んだ時から3週間内かつ期間が経過した時から1年内にこれをしなければならない。

喪失した最高裁判所に対する上訴の期間または高等裁判所もしくは最高裁判所における故障もしくは事件の再取上げの申立てのための期間の回復に関する申請は、最高裁判所に書面で第1項に述べる期間内にしなければならない。

この申請について第5条、第6条および第8条が適用される。

第13条 喪失した第10条aに関わる判断に対する地方裁判所または高等裁判所への上訴の期間の回復に関する申請は、高等裁判所に書面でなければならない。このような申請については第11条ならびに第12条第1項および第3項が適用される。

第14条 再審または喪失した期間の回復に関する高等裁判所の決定に対する上訴の際は、地方裁判所に提起された事件 (mål) または案件における決定に対する上訴について第54章および第56章に述べるところが適用される。

第59章 重大な訴訟手続違反 (domvilla) 等に基づく不服申立て

のための刑事事件において認可され、かつ事案が明白であるときは、裁判所は直ちに原判決を変更することができる。*

事件が新たに弁論に取り上げられる場合、申請人が出頭しないときは、再審事件は消滅したものとみられなければならない。相手方当事者が出頭しないときは、事件はそれにも拘らず判断することができる。呼出状はこれらの規定に関する情報を包含しなければならない。本項に述べるところは検察官については適用されない。

- * この規定は、当然のこととして法適用が明らかに法律に違反するという再審事由の場合に比較的頻繁に適用されるが、その他の場合にも用いられている。Welamson, s. 237.

第8条 再審の申請が却下または棄却されるときは、申請人は相手方当事者に、または検察官が相手方であるときは国に、再審事件に関する費用の償還を命じられる。再審が検察官によって申請されたときは、この費用は公費から支払われる。申請が認可されるときは、費用の問題は事件の再取上げの後に事件に関連して審査されなければならない。

第9条 刑事事件における判決が刑事責任以外のものにも関わるときは、事件のこの部分の再審については、民事事件の再審について定めるところが適用される；ただし、刑事責任問題について再審が認可されるときは、上記の定め支障なしに同時に事件のその余の部分についても再審が認可される。

第10条 判決について第1条ないし第9条に定めるところは、裁判所の決定について準用される。

第10条 a 地方裁判所以外の公的機関の判断に対する上訴 (talan) が地方裁判所または高等裁判所に提起されたときは、その案件 (ärende) に関する再審の申請は高等裁判所に書面でなされる。刑罰命令に対する同意または秩序罰金命令に対する同意をもって

い——

- 1 申請に関わる判決,
- 2 申請を基礎付ける関係, および申請の理由, ならびに
- 3 申請人が援用しようとする証拠および彼が各証拠によって立証しようとする事項。

申請が第1条第1項第3号または第3条第1項第2号に関わる関係に基礎付けられるときは, 申請人は事実または証拠が訴訟手続において援用されなかった理由を記載しなければならない。

申請書は申請人または彼の代理人によって自署されなければならない。

申請書には申請人が援用する文書証拠の原本または認証謄本を添付しなければならない。

第6条 再審の申請が却下されないときは, 申請書はそれに添付された書類とともに相手方に送達されなければならない。相手方は同時に説明書〔答弁書〕を提出するよう命じられなければならない。ただし申請が理由のないものであるときは, 直ちに却下することができる。

申請の審査が高等裁判所において行われるときは, 第52章第8条ないし第12条が適用される。申請が最高裁判所によって直ちに提起されるときは, 第56章第9条, 第10条および第12条が適用される。*

裁判所は異なる定めがなされるまで, 判決の執行のためのそれ以上の措置を実施してはならない旨命ずることができる。

* 申請を審査する手続はほとんど例外なしに書面による。Fitger, s. 357. 証人供述書は許容される。Welamson, s. 236, Fitger, s. 357.

第7条 再審が認可されるときは, 裁判所は同時に事件について最後に判決をした裁判所のもとで事件が再び取り上げられるべき旨命じなければならない。ただし, 再審が民事事件または被告人の利益

のよりも根本的に (väsentligt) 軽い刑罰規定に属させるのに寄与したとみられるとき、または

- 2 犯罪のために拘禁1年を超える定めがなされており、かつ従前提出されていなかった事実または証拠が援用され、その提出がこの犯罪のために被告人を有罪にすること、または犯罪を適用されたものよりも根本的に厳しい刑罰規定に属させることに導く相当な蓋然性が存するとき。

第2号に関わる関係に基づく再審は、当事者が判決を宣告した裁判所のもとで、もしくは判決に対する上訴によって事実もしくは証拠を援用することができなかったか、またはそうでなくともそうしなかったことのための有効な弁明を有することについて相当な蓋然性を証しなければ認可されない。

- * 本条はわれわれ外国人法律家には奇異に感じられるが、立法当時における国民の実体的正義を求める法感情を反映したもののようである。Ekelöf, Rättsmedlen, s. 116, Welamson s. 212. 本条の再審を求める権利は、公訴のもとに属する犯罪については検察官または被害者が有する。Gärde, s. 856-7.

第4条 再審の申請をしようとする者は、判決が地方裁判所によって宣告されたときは高等裁判所に、およびその他の場合には最高裁判所に書面でこれをしなければならない。

第1条第1項第1号、第2号または第3号に関わる関係に基づく民事事件における再審の申請、ならびに被告人の不利益のための刑事事件における再審の申請は、申請人が申請を基礎付ける関係を知ってから1年内にしなければならない。申請の基礎として他人の犯罪行為が援用されるときは、その行為に対する判決が確定力を取得した時から期間を算定することができる。第1条第1項第4号に関わる関係に基づく民事事件における再審は、判決が確定力を取得した時から6月内に申請しなければならない。

第5条 申請人は再審申請書に以下各号の事項を記載しなければならない

して犯罪行為もしくは職務違反のために有責であるか、または事件に関する犯罪について代理人、法定代理人もしくは弁護人が有罪である場合で、かつ犯罪または職務違反が事件の結果に影響したとみられるとき、

- 2 法律専門家の裁判官または検察官が除斥・忌避事由を有し、かつそれが事件の結果にとって意義を欠くことが明らかでないとき、**
- 3 証拠として援用された文書が偽造であったか、または証人、鑑定人もしくは通訳が虚偽の供述をし、かつその文書または供述が結果に影響したとみられるとき、
- 4 従前に提出されていなかった事実または証拠が援用され、*** かつその提出が被告人を無罪もしくは適用されたものよりも軽い刑罰規定に属する犯罪に導く相当な蓋然性があるとき、またはこのように援用されたものおよびその他の事情にかんがみ、被告人が有罪を宣告された犯罪を行ったか否かの問題を新たに審査すべき顕著な理由が存するとき、または
- 5 判決の基礎に存する法適用が明らかに法律に違反するとき。

* 検察官もこの再審を申請することができる。Welamson, s. 226, Fitger, s. 355. 判決の誤りが明白であるときは一般に検察官から再審の申請がなされているといわれる。Ekelöf, Rättsmedlen, s. 121.

** 民事事件の再審には本号に相当する規定がない。このような差異をもたらした決定的な理由は、民事事件における相手方の利益の配慮だとされる。Welamson, s. 215.

*** 被告人の利益のための再審については、他の再審の場合と異なり、新しい訴訟資料の提出について有効な弁明は必要とされない。Welamson, s. 213, Fitger, s. 355.

第3条 刑事事件における判決が確定力を取得した後、再審は以下各号の場合に被告人の不利益のために認可されうる*——

- 1 第2条第1号または第3号に関わる関係が存在し、かつそれが被告人を無罪にし、または犯罪を適用されるべきであったも

- 1 裁判所の構成員もしくは裁判所の職員が、事件に関して犯罪行為もしくは職務違反のために有責であるか、または事件に関する犯罪について代理人もしくは法定代理人が有罪である場合で、かつ犯罪または職務違反が事件の結果に影響したとみられる (kan...antagas) とき、*
- 2 証拠として援用された文書が偽造であったか、または真実保証のもとで尋問された当事者、証人、鑑定人もしくは通訳が虚偽の供述をし、かつその文書または供述が結果に影響したとみられるとき、
- 3 従前に提出されていなかった事実または証拠が援用され、かつその提出が他の結果に導く相当な蓋然性があるとき、または
- 4 判決の基礎に存する法適用が明らかに法律に違反するとき。

第3号に関わる関係に基づくときは、彼が判決を宣告した裁判所のもとで、もしくは判決に対する上訴によって、事実もしくは証拠を援用することができなかつたか、またはそうでなくとも彼がそうしなかつたことのための有効な弁明**を有することを相当な蓋然性をもって証しなければ再審は認可されない。

* 刑事責任に関する法文の表現は裁判所の構成員・職員と代理人・法定代理人とでやや異なるが、全く同一の趣旨である。判決との因果関係については解釈上争いがあるが、その証明度がかなり低い (kan...antagas) ので稀にしか問題にならないだろうといわれる。なお、参審員には公的雇用に関する法律 (1944:260) —公務員法—が適用されないから、その職務違反は再審事由にならない。Welamson, s. 213-5.

** 有効な弁明の強度は事件により異なる。非処分主義訴訟においてはしばしば極めて低く、場合によっては全く要求されない。例えば明らかに誤った父性の判断の場合など。Fitger, s. 353. なお、Welamson, s. 218.

第2条 刑事事件における判決が確定力を取得した後、再審は以下各号の場合に被告人の利益のために認可されうる*——

- 1 裁判所の構成員、裁判所の職員もしくは検察官が、事件に関

所にその審査のために回付することができる。**

* 旧法 15 条に相当。

** 本条の実務的意義は疑問視されている。大部分の当事者は地方裁判所の判決に対する上訴権を失うことを欲しないだろう。また、この契約が締結されていても最高裁判所が審査許可を与えない場合がありうる。これでは当事者はバターを売って代金を失う結果になると批判される。Welamson, s. 181.

第 14 条* 第 13 条により回付された問題は、最高裁判所が審査の許可を与えることなしには最高裁判所の審査に属しない。このような許可は第 54 章第 11 条第 1 項に関わる先例問題に関する範囲でのみ与えられる。

審査許可の問題は当事者（parterna）に意見を述べる機会を与えることなしに審査することができる。

* 旧法第 16 条に相当。

第 15 条* 第 14 条による審査許可を与えるときは、最高裁判所は第 7 条、第 9 条および第 11 条の規定を適用して先例問題を審査しなければならない。

* 旧法 17 条に相当。

第 57 章 直接に取り上げられる事件について

第 1 条 最高裁判所によって直接に取り上げられるべき事件については、第 53 章が適用されなければならない。

第 7 編 特別上訴について

第 58 章 再審および期間回復について*

* 1994 年の上訴制度に関する法改正において、本章の規定は 11 条を除いては全く触れられず、従前のままである。

第 1 条 民事事件における判決が確定力を取得した後、当事者のいずれかの利益のために以下各号の場合には再審が認可されうる——

のための理由が存するときは、書面の交換を行うことなくこの問題を取り上げることができる。

* 旧法 11 条に相当。

第 11 条* 最高裁判所の訴訟手続については、その他に第 52 章第 11 条ないし第 13 条および第 55 章第 12 条第 1 項が適用されなければならない。

第 52 章第 13 条第 1 項の適用に当たっては、事件の一緒の取扱いは第 50 章または第 51 章による代わりに第 55 章により行われなければならない。

* 1 項は旧法 12 条に相当。

第 12 条* 第 8 章第 8 条による上訴の問題については第 1 条ないし第 13 条が以下各号の乖離をもって適用される――

- 1 上訴人は弁護士会に自己の書面を提出しなければならない。
書面は上訴人が決定を受領した日から 4 週間内に弁護士会に提出しなければならない。
- 2 特段の理由が異なる結果に導かないときは、上訴人、および上訴が法務監察長官によってなされるときは被上訴人も最高裁判所において口頭で聴かれなければならない。
- 3 弁護士会内の決定を行った機関は説明書を提出し、かつ当事者が口頭で聴かれることに関連して意見を述べる機会を与えられなければならない。
- 4 弁護士会による上訴却下の決定に対しては、最高裁判所に上訴することができる。その際には第 1 号の規定が適用されなければならない。

* 旧法 14 条に相当。

第 13 条* 当事者 (parterna) が地方裁判所の判決に対し上訴しないことについて第 49 章第 2 条に関わる契約を締結したときは、地方裁判所は当事者の同意をもって事件におけるある問題を最高裁判

あるときは、最高裁判所は上訴人に欠缺の補正を命じなければならない。

上訴人がこの命令を遵守しない場合、上訴状が重大な支障なく最高裁判所における訴訟手続の基礎に置くことができないほど不十分なものであるときは、上訴は却下されなければならない。

* 旧法7条に相当。

第7条* 最高裁判所が上訴に関して被上訴人を聴くべきものと認めるときは、上訴状は一定の期間内に書面で答弁すべき旨の命令とともに彼に送達されなければならない。

* 旧法8条に相当。

第8条* 被上訴人は答弁書において、上訴人が主張した上訴の理由に関する意見を述べ、かつ彼自身が主張しようとする事実を述べなければならない。

答弁書はこの当事者が援用する証拠および各証拠によって立証すべき事項に関する情報を包含しなければならない。従前提出されていなかった文書証拠は答弁書と同時に最高裁判所に提出しなければならない。

* 旧法9条1, 2項に相当。

第9条* 必要があるときは、最高裁判所はそれ以上の書面の交換について決定することができる。最高裁判所はさらに書面交換に関する詳細な定めをし、かつその際にいかなる点について当事者が意見を述べるべきかについて定めることができる。当事者は特段の理由が存するときのみ1通より多くの書面の提出を命じられる。

* 旧法10条に相当。

第10条* 審査許可が必要であり、かつ被上訴人が上訴に関して聴かれたときは、最高裁判所は書面の交換が終了した後にこのような許可が与えられるべきか否かについて決定しなければならない。そ

判所の決定に対し上訴しようとする者はまず上訴の通知をしなければならないことが導かれる。

* 旧法 1 条に相当。

第 2 条* 遅れて提起された上訴は、高等裁判所によって却下されなければならない。ただし、上訴期間内に最高裁判所に提起されている上訴は却下してはならない。

* 旧法 3 条に相当。

第 3 条* 上訴状は以下各号の事項に関する情報を包含しなければならない——

- 1 上訴がなされる決定,
- 2 申し立てられる決定の変更,
- 3 上訴の理由,
- 4 審査許可が必要であるときは、このような許可が与えられるべきことを支持するために援用する事実、ならびに
- 5 援用する証拠および各証拠によって立証すべき事項。

従前提出しなかった文書証拠は上訴状と同時に提出しなければならない。

* 旧法 4 条 1 項ないし 3 項に相当。

第 4 条* 上訴が第 2 条により却下されないときは、高等裁判所は最高裁判所に上訴状および上訴の審査上意義を有する事件におけるその他の書類を送付しなければならない。

* 旧法 5 条に相当。

第 5 条* 上訴事件を審査に取り上げることについてそれが遅れて提起されたこと以外の障害が存するときは、最高裁判所は上訴を直ちに却下することができる。

* 旧法 6 条に相当。

第 6 条* 上訴状が第 3 条第 1 項第 1 号ないし第 3 号、第 5 号もしくは第 2 項の規定を充足しないとき、またはその他の仕方で不十分で

* 旧法 14 条参照。

** 最高裁判所における信頼規定である。

第 15 条* 最高裁判所における訴訟手続については、その他に以下の規定が適用されなければならない——

1 民事事件については第 50 章第 10 条第 3 項、第 4 項、第 12 条、第 14 条ないし第 22 条、第 24 条および第 25 条第 1 項、第 2 項、および

2 刑事事件については第 51 章第 8 条第 4 項、第 10 条第 3 項、第 4 項、第 12 条、第 14 条ないし第 22 条、第 23 条 a、第 24 条、第 25 条および第 30 条。

地方裁判所の判決の破棄および差戻しについて民事事件に関する第 50 章第 26 条ないし第 29 条、および刑事事件に関する第 51 章第 26 条ないし第 29 条に述べるところは、下級の裁判所の判決について最高裁判所にも適用される。

* 旧法 15 条参照。

第 56 章 決定に対する上訴および先例問題の回付について

第 1 条* 高等裁判所の決定に対し上訴しようとする者は、書面でこれをしなければならない。書面は高等裁判所に提出しなければならない。

書面は決定が告知された日から 4 週間内に高等裁判所に提出しなければならない。ただし、訴訟手続中の決定が集会の際に告知されず、かつ集会の際に決定が何時告知されるかが通知されなかったときは、上訴期間は上訴人が決定を受領した日から算定しなければならない。ある者の勾留、勾留の継続、第 24 章第 5 条 a による制限の許可または旅行禁止の命令に関する決定に対する上訴には期間の制限がない。

第 49 章および第 54 条第 4 条から、若干の場合において高等裁

判所の判断で理由付けるか、または下級の裁判所 (lägre rätt) の判決を破棄し、かつ取扱いを続行させるために事件を下級の裁判所に差し戻すことができる。

先例問題は第 17 章第 5 条第 2 項に関わる以外の場合においても判決によって判断することができる。

* 旧法 12 条 a に相当。

第 13 条*** 最高裁判所の民事事件において当事者は、従前提出されていなかった事実または証拠を、彼が下級の裁判所においてその事実もしくは証拠を援用することができなかつたか、またはそうでなくともそうしなかつたための有効な弁明を有することを相当の蓋然性をもって証したときにのみ、自己の上訴を支持するために援用することができる。

最高裁判所において相殺の申立てが初めて提出され、かつそれが事件において支障なしに審査できないときは、この申立てを却下することができる。

* 旧法 13 条に相当。

** 本条は形式的には 50 章 25 条と大部分合致するが、立法者の見解は最高裁判所において新たな事実または証拠を援用する可能性は、高等裁判所におけるよりも少ないとするものである。Gärde, s. 840, Welamson, s. 176, Fitger, s. 343.

第 14 条*** ある事実に関する下級の裁判所における本口頭弁論の際、証人、鑑定人もしくは真実保証のもとでの当事者の尋問が裁判所の前で行われ、または現場検証が実施され、かつ最高裁判所における判断もこれらの証拠の信頼性に依存するときは、高等裁判所が地方裁判所の判決を本口頭弁論で証拠を取り調べることなしに変更できた部分についてのみ、高等裁判所の判決を変更することができる。ただしこのような変更は、被告人の利益であるとき、または証拠の価値が高等裁判所が認めたものと異なる特段の理由が存するときは行うことができる。

第10条* 最高裁判所は上訴人に答弁書を送付しなければならない。訴追のために意義を有しない被害者または証人の年齢、職業および住所に関する情報は、公訴にかかる事件の被告人に送付される書類から明らかにされてはならない。

必要があるときは、最高裁判所はそれ以上の書面の交換を命ずることができる。最高裁判所はさらに書面交換に関する詳細な定めをし、その際いかなる点について当事者が意見を述べるべきかについても定めることができる。当事者は特段の理由が存するときのみ1通より多くの書面の提出を命じられる。

* 旧法10条に相当。

第11条* 最高裁判所は本口頭弁論なしに以下各号の事項について判断することができる――

- 1 先例問題**
- 2 最高裁判所が第12条の規定の支持をもってその余の判断を最高裁判所の判断で実質的に (i allt väsentligt) 理由付ける事件、
- 3 高等裁判所によって直接に取り上げられた事件、または
- 4 最高裁判所の全体部または12人の構成員によって判断されるべき事件または事件におけるこのような問題。

その他、最高裁判所における本口頭弁論なしの事件の判断については、民事事件については第50章第13条、および刑事事件については第51章第13条が適用されなければならない。

* 旧法12条に相当。

** 先例問題とは、その審査が法適用の指導のために重要であるような事件における問題（54章11条）である。Welamson, s. 162.

第12条* 最高裁判所が第54章第11条または第12条の規定を適用して先例問題を審査した場合、それ以上の審査が要求されるときは、事件のその余に関する自己の判断の全部または一部を高等裁

民事事件において高等裁判所が仮差押えもしくはその他の第15章による措置に関する申立てを却下し、もしくはこのような措置の決定を取り消し、または刑事事件において第26章ないし第28章に関わる措置に関する申立てを却下し、もしくはこのような措置の決定を取り消したときは、最高裁判所は直ちに当分の間妥当する措置を認可することができる。高等裁判所がこのような措置を認可し、または判決が確定力を有しないにも拘らず執行できる旨宣言し、もしくはこれに関する地方裁判所の決定を確定したときは、最高裁判所は直ちに高等裁判所または地方裁判所の決定は当分の間執行することができない旨決定することができる。勾留または旅行禁止の問題については、最高裁判所は被上訴人を聴くことなしにも高等裁判所の決定を変更することができる。

* 旧法8条に相当。

第9条* 被上訴人は答弁書において、上訴人が主張した上訴の理由に関する見解を述べ、かつ被上訴人自身が主張しようとする事実を述べなければならない。上述したところは、民事事件において上訴人の申立てが認諾されたときは適用されない。

答弁書は、この当事者が援用しようとする証拠および各証拠によって立証すべき事項に関する情報を包含しなければならない。最高裁判所において援用する事実または証拠が従前提出されていなかったものであるときは、民事事件における当事者はその理由を説明しなければならない。従前提出されていなかった文書証拠は、答弁書と同時に最高裁判所に提出しなければならない。当事者はまた最高裁判所の口頭弁論の際被上訴人または刑事事件において被害者もしくは被告人が自身出頭することを欲するときは、答弁書にその旨を記載しなければならない。

* 旧法9条1, 2項に相当。

ず執行できる旨の決定の取消しに関する申立て、刑事事件において被告人の勾留、第25章ないし第28章に関わる措置もしくはこのような措置の決定の取消しに関する申立てのように即時の審査を要求する申立てが述べられているときは、書類は直ちに送付しなければならない。

* 旧法5条に相当。

第5条* 上訴が遅れて提起されたこと以外に上訴を審査に取り上げることに對する障害が存するときは、最高裁判所は直ちに上訴を却下しなければならない。

* 旧法6条に相当。

第6条* 上訴状が第3条第1項第1号ないし第3号、第5号もしくは第3項の規定を充足しないとき、または他の仕方で不十分であるときは、最高裁判所は上訴人に欠缺を補正するよう命じなければならない。

上訴人がこの命令を遵守しない場合、上訴状が重大な支障なく最高裁判所の審理の基礎に置くことができないほど不十分なものであるときは、上訴は却下されなければならない。

* 旧法7条に相当。

第7条* 審査許可が必要であるときは、最高裁判所はこのような許可が与えられるべきか否かについて決定しなければならない。そのための理由が存するときは、書面の交換が行われていないにも拘らずこの問題を取り上げることができる。

* 旧法11条に相当。

第8条* 第7条から異なる結果が生じないときは、上訴状は所定の期間内に書面で答弁すべき旨の命令とともに被上訴人に送達されなければならない。訴追のために意義を有しない被害者または証人の年齢、職業および住所に関する情報は、公訴にかかる事件の被告人に送達される書類から明らかにされてはならない。

第2条* 遅れて提起された上訴は、高等裁判所によって却下されなければならない。ただし、上訴が上訴期間内に最高裁判所に提起されているときは却下してはならない。

* 旧法3条に相当。

第3条* 上訴状は以下各号に関する情報を包含しなければならない――

- 1 上訴がなされる判決,
- 2 上訴される判決の部分および申し立てられる判決の変更,
- 3 上訴の理由および上訴人の見解によれば高等裁判所の判決理由のどの点が不当であるか,
- 4 審査許可が必要であるときは、このような許可が与えられるべきことを支持するために援用する事実、および
- 5 援用する証拠および各証拠によって立証すべき事項。

最高裁判所において援用する事実または証拠が従前提出されていなかったときは、民事事件における上訴人はその理由を説明しなければならない。従前提出されていなかった文書証拠は、上訴状と同時に提出しなければならない。上訴人はまた、最高裁判所の本口頭弁論の際被上訴人または刑事事件において被害者もしくは被告人が自身出頭することを欲するときは、その旨を述べなければならない。

刑事事件において被告人が逮捕または勾留されているときは、その旨を述べなければならない。

* 旧法4条1項ないし4項に相当。

第4条* 上訴が第2条により却下されないときは、高等裁判所は上訴期間の経過後最高裁判所に上訴状および事件におけるその他の書類を送付しなければならない。刑事事件において被告人が勾留されているとき、または上訴状に民事事件において仮差押えの申立て、このような措置の決定、判決が確定力を取得しないにも拘ら

* 旧法 13 条に相当。

第 15 条* 高等裁判所の決定が第 3 条第 2 項、第 6 条、第 7 条または第 8 条により上訴することができないときは、決定はこれに関する情報を包含しなければならない。

最高裁判所における審査許可が必要とされるときは、高等裁判所の判決または決定はこのことおよび第 10 条の内容に関する情報を包含しなければならない。

* 旧法 14 条に相当。

第 16 条* 当事者が第 15 条第 1 項による情報が誤っていると考えるときは、彼はこの決定に対する上訴に関連して、最高裁判所が上訴する権利の問題について審査するよう求めることができる。その他の場合においては、この問題は最高裁判所によって審査されない。

* 旧法第 15 条に相当。

第 17 条* 高等裁判所が上訴の通知の届出、故障の申立て、事件の再取上げに関する申立て、または高等裁判所の判決もしくは決定に対する上訴を却下する決定に対しては、上訴することができる。このような届出もしくは申立てがなされたか否か、または上訴が正当な期間内に提起されたか否かに関する問題は、それ以外には最高裁判所によって審査されない。

* 旧法 16 条に相当。

第 55 章 判決に対する上訴について

第 1 条* 高等裁判所の判決に対し上訴しようとする当事者は、書面でこれを行わなければならない。書面は高等裁判所に提出しなければならない。書面は判決が宣告された日から 4 週間内に高等裁判所に提出しなければならない。

* 旧法 1 条に相当。

3 上訴される判決または終局的決定に対する上訴に関連してのみ上訴することができる上訴された決定。

審査許可が与えられず、かつ許可の問題に関する停止が宣言されない範囲において高等裁判所の判決または終局的決定は確定する。これに関する情報は最高裁判所の決定の中に記載されなければならない。

* 旧法 11 条に相当。

第 12 条* 第 9 条第 2 項に関わる上訴の際、事件が地方裁判所のもとに提起されたものであるときは、最高裁判所は事件の審査をある先例問題に制限する旨決定することができる。

第 1 項に関わる決定は、これに異なる定めがなされるまでの間妥当するものとして発することができる。このような決定は、審査許可に関する決定のために適用される規定により作成される。本項による決定が発せられるときは、事件のその余の部分は停止される。

最高裁判所が事件を審査しない範囲において高等裁判所の判決または終局的決定は確定する。これに関する情報は審査を拒否する決定の中に記載しなければならない。

* 旧法 11 条 a に相当。

第 13 条* 審査許可を与えるべきか否かの判断にあたっては、上訴人が援用した事実のみを斟酌することを要する。

* 旧法 12 条に相当。

第 14 条* 上訴が終局的でない高等裁判所の決定で、かつ地方裁判所のもとに提起された訴訟または案件においてなされたものに関わるときは、第 9 条ないし第 13 条が適用されなければならない。ただし、最高裁判所が高等裁判所の判決または終局的決定に対する上訴に関連して第 11 条第 3 項によりこの決定にも妥当する審査許可を与えたときは適用されない。

第10条* 審査許可は以下各号の場合にのみ与えられる——

- 1 上訴が最高裁判所によって審査されることが法適用の指導のために重要であるとき,** または
- 2 再審もしくは重大な訴訟手続違反の事由が存在するか、または高等裁判所における事件の結果が明らかに重大な不注意もしくは重大な錯誤***に基づくものであるような最高裁判所における審査のための顕著な理由が存するとき。

審査許可が2つまたはより多くの同種の事件について要求され、かつ最高裁判所がその1つについて審査許可を与えるときは、審査許可はその余の事件についても与えることができる。

* 旧法10条に相当。

** 1項1号は先例許可 (prejudikatdispens) とよばれる。この許可は高等裁判所の法適用が誤っていたことを前提としない。Ekeföf, s. 98, Welamson, s. 165, Fitger, s. 336.

*** 2号は特別許可 (extraordinär dispens) とよばれる。Welamson, s. 166.

第11条* 審査許可は、法適用の指導のためにその審査が重要な事件における若干の問題（先例問題）または事件の一部に妥当するよう制限することができる。

第1項により制限された審査許可に従って審査が行われる間、最高裁判所は事件のその余の部分に関する審査許可の付与の問題の全部または一部を停止する旨宣言することができる。

第1項に関わるような制限なしに与えられた審査許可は、以下各号の事項に妥当する——

- 1 当事者が判断に対し上訴した範囲における判決または終局的決定,
- 2 判決に取り入れられた決定または終局的決定で、かつ代理人、証人、鑑定人またはその他の高等裁判所における当事者もしくは参加人でなかった者に関しない上訴された決定,

第7条* 高等裁判所が、地方裁判所が事件を取り上げる権限を有したと認めるときは、地方裁判所の権限に対する異議が上訴の際上級の裁判所において職権で顧慮すべき事実に基づくときにのみ、高等裁判所のこれに関する決定に対し上訴することができる。

* 旧法7条に相当。

第8条* 決定に対しては、高等裁判所が以下各号の決定をしたときは上訴することができない——

- 1 地方裁判所の裁判官に対する除斥・忌避の問題を審査したとき、
- 2 高等裁判所に上訴された第49章第5条第7号、第9号または第7条に関わる問題を審査したとき、または
- 3 審査許可を与えたとき。

* 旧法8条に相当。

第9条* 審査許可は、最高裁判所が地方裁判所**のもとに提起された訴訟または案件に関する高等裁判所の判決または終局的決定を審査するために要求される。*** このような訴訟または案件に直接に関連する案件における高等裁判所の終局的決定についても第17条に関わる決定を除き同様である。

第1項は検事総長、法務監察長官または国会オンブズマンによってなされる公訴にかかる事件における上訴については適用されない。

* 旧法9条に相当。

** その決定が高等裁判所に上訴できる全ての公的機関は地方裁判所と同視される（訴訟手続法施行法（1946：804）21条）。Fitzer, s. 336.

*** 審査許可の審査—許可審査（tillståndsprövning）とよばれる—は1人の裁判官で行うことができ、3人より多くの裁判官が関与することはできない（3章6条4項）。許可審査の決定は理由付けを要しない。そうでなければ、最高裁判所の負担軽減という許可審査の目的を達することができないからである。Welamson, s. 170, 173.

第3条* 異なる定めがないときは、高等裁判所の終局的決定に対し上訴することができる。ただし、当事者が終局的決定によって判断された事件の再取上げの申請をする権利を有するときは、彼は決定に対し上訴することができない。

高等裁判所が事件を下級裁判所に差し戻す決定に対しては、高等裁判所の審査が事件の結果に影響する問題の判断を包含するときのみ上訴することができる。

公共弁護士への補償に関する上訴された問題についての高等裁判所の決定に対しては上訴することができない。ただし、高等裁判所は第10条第1項第1号により審査許可が与えられるべきか否かを審査するための特段の理由が存するときは、決定に対する上訴を認めることができる。

* 旧法2条、2条a、6条に相当。

第4条* 地方裁判所の決定に対する上訴について第49章第4条ないし第6条、第8条および第11条に述べるところは、終局的でない高等裁判所の決定に対する上訴の際、上述の各条に関わり、かつ高等裁判所において生じた、またはそこに上訴された問題について適用されなければならない。

* 旧法3条に相当。

第5条* 第3条または第4条に述べた場合以外における高等裁判所の決定については第49章第3条第2項および第9条が適用される。

* 旧法4条に相当。

第6条* 高等裁判所が勾留、第24章第5条aによる制限の許可もしくは旅行禁止の申立てを棄却し、または勾留、第24章第5条aによる制限の許可もしくは旅行禁止に関する決定を取り消したときは、その決定に対しては高等裁判所の判決または終局的決定に対する上訴に関連してのみ上訴することができる。

* 旧法5条に相当。

いる 1 週間の期間の代わりに、2 週間の期間が適用されなければならない。

- 4 罰金以外の制裁を課する理由が存しないときは、高等裁判所は本口頭弁論なしに事件について判断することができる。このような場合においては第 51 章第 14 条が適用される。

第 6 編 最高裁判所のもとでの訴訟手続について

第 54 章 高等裁判所の判決および決定に対する上訴の権利について

第 1 条* 異なる定めがないときは、高等裁判所の判決に対し上訴することができる。 **

第 17 章第 5 条 2 項に関わる場合において高等裁判所が判決をするときは、高等裁判所は事情にかんがみ判決に対する上訴が別個になされるべきか、または高等裁判所の終局的判断に対する上訴に関連してのみなされるべきかを定める。

欠席判決を与えられた者は、判決に対し上訴することができない。このような判決のゆえに故障を申し立てる彼の権利に関する規定は、第 44 章第 9 条および第 53 章第 1 条に存する。

* 旧法 1 条 1 項、4 項、1 条 a に相当。

** 最高裁判所に対する上訴については、附帯上訴 (anslutningsklagan) がないことに留意すべきである。Welamson, s. 154, 176.

第 2 条* 当事者が書面で、現に発生している紛争または一定の法律関係に起因しうる将来の紛争に関連してなされる判決に対し上訴しない旨契約した場合、本案について和解が許容されるときは、契約は有効である。ただし、紛争の発生前に締結された契約は、第 1 章第 3 条 d 第 1 項に関わる事件については効力を有しない。

判決が下された後になされた上訴しない旨の約束は、本案について和解が許容されるときは有効である。

* 旧法 1 条 2, 3 項に相当。

で、かつ判決に対する上訴もなされているものに対し上訴したときは、高等裁判所における事件は第 50 章または第 51 章により一緒に取り扱わなければならない。

第 1 項は、代理人、弁護士、証人、鑑定人またはその他の地方裁判所における当事者もしくは参加人でなかった者に関する決定については適用されない。

* 新設の条文。旧法 13 条に相当する規定はない。

第 53 章 直接に取り上げられる事件について*

* 本章は高等裁判所を第一審とする事件に関する。本章については条文の位置の変更はない。

第 1 条 高等裁判所によって直接に取り上げられるべき民事事件については第 42 章ないし第 44 章における地方裁判所のもとの訴訟手続に関する規定が適用されなければならない。

第 2 条 高等裁判所によって直接に取り上げられるべき刑事事件については第 45 章ないし第 47 章における地方裁判所のもとの訴訟手続に関する規定が、以下の乖離をもって適用される——

- 1 高等裁判所は検察官に召喚状の発行を委ねることができない。
- 2 高等裁判所は召喚状において被告人に一定の期間内に書面で答弁するよう命じなければならない。高等裁判所は検察官に答弁書を送付しなければならない。必要があるときは、高等裁判所はそれ以上の書面の交換を決定することができる。高等裁判所はさらに書面交換に関する詳細な定めをし、その際いかなる点について当事者が意見を述べるべきかについて定めることができる。
- 3 若干の場合における本口頭弁論の施行については、第 45 章第 14 条、第 46 章第 11 条および第 47 章第 22 条に定められて

* 旧法 8 条に相当。

第 9 条* 必要があるときは、高等裁判所はそれ以上の書面の交換を決定することができる。高等裁判所はさらに書面交換に関する詳細な定めをし、かつその際いかなる点について当事者が意見を述べるべきかについて定めることができる。当事者は特段の理由が存するときのみ 1 通より多くの書面の提出を命じられる。

* 旧法 9 条に相当。

第 10 条* 審理許可が必要であり、かつ被上訴人が上訴について聴かれたときは、高等裁判所は書面の交換が終了した後に、このような許可が与えられるべきか否かについて決定する。そのための理由が存するとき、書面の交換を行うことなくこの問題を取り上げることができる。

* 旧法第 9 条 a に相当。

第 11 条* 事件における調査上当事者またはその他の者を口頭で尋問することが必要であるときは、高等裁判所はそれについて適切な仕方決定することができる。高等裁判所は逮捕または勾留されている者が尋問に出頭すべき旨決定しなければならない。

第 43 章第 8 条第 4 項に述べるところは第 1 項による尋問についても適用される。

高等裁判所が裁判所に自身出頭していない者を勾留することを決定したときは、第 24 章第 17 条第 3 項および第 4 項が適用されなければならない。

* 旧法 10 条に相当。

第 12 条* 上訴は高等裁判所の終局的決定がなされる前には取り下げることができる。

* 旧法 12 条に相当。

第 13 条* 当事者または参加人が、判決の中に取り入れられた決定または判決に対する上訴に関連してのみ上訴することができる決定

高等裁判所における訴訟手続の基礎に置くことができないほど不十分なものであるときは、上訴は却下されなければならない。

* 旧法6条に相当。

第7条* 高等裁判所が上訴について被上訴人を聴くべきものと認めるときは、彼に一定の期間内に書面で答弁すべき旨の命令とともに上訴状を送達しなければならない。

被上訴人に意見を述べる機会を与えることなしには、彼の権利に関する限り上訴された決定を変更することはできない。

地方裁判所が民事事件において仮差押えまたはその他の第15章による措置に関する申立てを棄却し、もしくはこのような措置に関する決定を取り消し、または刑事事件において第26章ないし第28章に関わる措置に関する申立てを棄却し、もしくはこのような措置を取り消したときは、高等裁判所は当分の間妥当する措置を直ちに認可することができる。地方裁判所がこのような措置を認可し、またはこの決定が確定力を取得していないにも拘らず執行できる旨宣言したときは、高等裁判所は地方裁判所の決定が当分の間執行することができない旨直ちに決定することができる。高等裁判所はまた勾留、第24章第5条aによる制限の許可または旅行禁止の問題については、被上訴人を聴くことなしに地方裁判所の決定を変更することができる。

* 旧法7条に相当。

第8条* 被上訴人は答弁書において上訴人が主張した上訴の理由に関する意見を述べ、かつ彼自身が主張しようとする事実を述べなければならない。

答弁書は当事者が援用する証拠および各証拠によって立証すべき事項に関する情報を包含しなければならない。従前提出されていなかった文書証拠は答弁書と同時に高等裁判所に提出しなければならない。

る。*

* 旧法 1 条に相当。

第 2 条* 遅れて提起された上訴は、地方裁判所によって却下されなければならない。ただし、上訴が上訴期間内に高等裁判所に提起されているときは却下してはならない。

* 旧法 2 条に相当。

第 3 条* 上訴状は以下各号の情報を包含しなければならない——

- 1 上訴がなされる決定,
 - 2 申し立てられる決定の変更,
 - 3 上訴の理由
 - 4 審査許可が必要であるときは、このような許可が与えられるべきことを支持するために援用する事実、および
 - 5 援用する証拠および各証拠によって立証すべき事項
- 従前提出されていなかった文書証拠は上訴状と同時に提出しなければならない。

* 旧法 3 条 1, 2 項に相当。

第 4 条* 上訴が第 2 条により却下されないときは、地方裁判所は高等裁判所に上訴状および上訴の審査上有意義な事件におけるその他の書類を送付しなければならない。

* 旧法 4 条に相当。

第 5 条* 上訴事件を審査に取り上げることに上訴が遅れて提起されたこと以外の障害が存するときは、高等裁判所は上訴を直ちに却下することができる。

* 旧法 5 条に相当。

第 6 条* 上訴状が第 3 条の規定を充足しないとき、またはその他の仕方でも不十分であるときは、高等裁判所は上訴人に欠缺の補正を命じなければならない。

上訴人がこの命令を遵守しない場合、上訴状が重大な支障なく

* 旧法 28 条に相当。

第 29 条* 高等裁判所が、地方裁判所は無権限であったか、または他の理由により事件を審査に取り上げるべきでなかったというもの以外の事由に基づき地方裁判所の判決を破棄するときは、高等裁判所は同時に審理（behandling）の続行のために事件を下級裁判所に差し戻さなければならない。

地方裁判所が無権限であったとき事件を他の地方裁判所に移送する高等裁判所の権限に関する規定は第 10 章第 20 条に存する。

* 旧法 29 条に相当。

第 30 条* 地方裁判所の判決が責任以外の問題についてのみ上訴されたときは、事件は高等裁判所において民事事件として処理されなければならない。

* 旧法 31 条に相当。

第 31 条（削除）

第 52 章 決定に対する上訴について

第 1 条* 地方裁判所の決定に対し上訴しようとする者は、これを書面で行なければならない。書面は地方裁判所に提出しなければならない。

書面は決定が告知された日から 3 週間内に地方裁判所に提出しなければならない。ただし、訴訟手続中の決定が集会の際になされず、かつ決定が何時告知されるかが集会の際に通知されなかったときは、上訴期間は上訴人が決定を受領した日から算定しなければならない。ある者の勾留、勾留の継続、第 24 章第 5 条 a による制限の許可、旅行禁止の命令または第 49 条第 7 条に関わる問題に関する決定に対する上訴には期間の制限がない。

決定に対し上訴しようとする者は、若干の場合にはまず上訴の通知をしなければならないことに関する規定が第 49 章に存す

が決定していないときは国外追放を決定すること、または地方裁判所が定めた被告人のスウェーデンへの帰国禁止期間をより長く決定することはできない。

- * 旧法 25 条に相当。
- ** 本条は不利益変更 (reformatio in pejus) 禁止に関する。民事事件については 50 章 1 条および 2 条から不利益変更禁止が導かれるとされる。しかし、本条は刑事事件における被告人の利益のための不利益変更禁止について特別に規定を設けたものである。Welamson, s. 64.
- *** 刑法 31 章に規定がある。なお、13 条の**を参照。

第 26 条* 申立てなしにも高等裁判所は、地方裁判所のもとで第 59 章第 1 条第 1 号ないし第 3 号に述べる重大な訴訟手続違反が存在しているときは地方裁判所の判決を破棄しなければならない。

破棄は判決の全部またはその一部のみに関することができる。訴訟手続の瑕疵が上訴されていない判決の部分にも関するときは、高等裁判所は事情にかんがみこの部分を破棄すべきか否かを審査しなければならない。

- * 旧法 26 条に相当。

第 27 条* 地方裁判所において裁判官に対する除斥・忌避に関する事件が提起され、かつ高等裁判所が除斥・忌避の事由が存在すると認めるときは、高等裁判所は上訴された部分に関する地方裁判所の判決を破棄しなければならない。

- * 旧法 27 条に相当。

第 28 条* 地方裁判所のもとに第 26 条または第 27 条に関わるもの以外の訴訟手続における瑕疵が存在しているときは、高等裁判所は瑕疵が事件の結果に影響したとみられ、かつ重大な支障なしには高等裁判所において補正できないときにのみ、地方裁判所の判決を破棄することができる。当事者はそれが明らかに不必要でないときは、破棄の問題について意見を述べる機会を与えられなければならない。

* 旧法 23 条に相当。

第 23 条 a* 地方裁判所が被告人を訴追された行為について有罪と認め、かつ判決がこの問題以外のものについてのみ上訴されるときは、高等裁判所は以下各号の場合にのみこの問題を審査しなければならない——

- 1 この部分について第 58 章第 2 条による再審の事由を構成しうる事情または重大な訴訟手続違反に基づき判決の破棄を伴いうる事情が存在するとき、または
- 2 同一の部分について地方裁判所における事件の結果が明らかに見落しまたは錯誤によるとき。

第 1 項第 1 号または第 2 号に関わる問題については当事者により援用された事実のみを斟酌することが要求される。

* 旧法 23 条 a に相当。

第 24 条* 上訴は高等裁判所の判決または終局的決定がなされる前には取り下げることができる。高等裁判所において被告に対し上訴 (talan)** を追行する検察官は、被告人の利益に自己の上訴を変更することができる。

上訴人は上訴状において述べたもの以外の行為に妥当するよう上訴を変更することができない。

* 旧法 24 条に相当。

** この talan は上訴を意味する。Welamson, s. 59-60.

第 25 条*** 高等裁判所は、被告人の上訴または検察官が被告人の利益のためにする上訴に関連して、被告人にとって地方裁判所が判決したものよりも重いか、またはより干渉的と考えられる刑事制裁を課してはならない。ただし、高等裁判所は特別保護への引渡しを決定し、または地方裁判所がこのような保護について決定しているときはその他の制裁について判決することができる。***

高等裁判所はまた第 1 項に述べる上訴に関連して、地方裁判所

人のみによって出頭するときも同様である。

公訴にかかる事件において検察官の主張に関連して尋問されるべき被害者が自身出頭することを怠るときは第2項が適用される。

ただし、被上訴人が過料付きで出頭を命じられ、またはこの者を裁判所に勾引すべき旨の命令を実施することができないときは、高等裁判所は当事者が代理人のみによって出頭しているかまたは不出頭であるかに関わりなく事件について判断することができる。事件はまた自身出頭を命じられた私人の上訴人が代理人のみによって出頭するときも判断することができる。

* 旧法 19 条に相当。

第 22 条* 第 21 条により上訴が消滅した場合、彼が適時に届け出ることができなかった不出頭または自身出頭することの懈怠のための正当な事由を有するときは、高等裁判所は上訴人の申請に基づき事件を再び取り上げなければならない。

再取上げの申請は決定が告知された日から 3 週間内に書面でしなければならない。控訴人が新たに不出頭であるかまたは自身出頭すべき命令を遵守しないときは、彼は事件の再取上げを求める権利を有しない。

* 旧法 20 条に相当。

第 23 条* 地方裁判所における本口頭弁論の際ある事実について証人もしくは鑑定人の尋問が裁判所の前でなされ、または現場検証が行われ、かつ高等裁判所の判断もこの証拠の信頼性に依存するときは、地方裁判所の判決は高等裁判所における本口頭弁論の際証拠が再び取り調べられることなしには、この部分について変更することができない。ただしこのような変更は、それが被告人の利益であるときまたは証拠の価値が地方裁判所が認めたものと異なる特段の理由が存するときは行うことができる。

る。各当事者は他の当事者が主張したところについて反論する機会を有しなければならない。被上訴人が出頭しないにも拘らず弁論が行われるときは、高等裁判所は必要な程度において書類から彼が述べたことが弁論に上程されるよう配慮しなければならない。

* 旧法 16 条 1, 2 項に相当。

第 19 条* 当事者がその主張を展開した後に、証拠が提出されなければならない。被上訴人が出頭しないにも拘らず本口頭弁論が行われるときは、高等裁判所は地方裁判所において彼が提出した証拠が高等裁判所における事件にとって有意義な程度において記録から弁論に上程されるよう配慮しなければならない。

特段の理由が他に導かないときは、第 35 章第 13 条により新たに取り調べるべきでない地方裁判所が取り調べた証拠は、同一の事実に関する証拠が高等裁判所によって直接に取り調べられる前に提出されるべきである。同一の事実に関する証拠が複数存するときは、一連のものとして提出されるべきである。

* 旧法 17 条に相当。

第 20 条* 証拠の提出後に当事者はその訴訟活動を終結する機会を与えられなければならない。

* 旧法 18 条に相当。

第 21 条* 私人の上訴人が本口頭弁論のための集会に出頭しないときは、上訴は消滅する。自身出頭を命じられた私人の上訴人が代理人のみによって出頭し、かつ高等裁判所がそれにも拘らず事件について判断することができると認めないときも同様である。

私人の被上訴人が出頭せず、かつ彼に過料付きで出頭が命じられていた場合、高等裁判所は新たな過料付き出頭命令に代えて彼を裁判所に直ちにまたは事後の期日に勾引すべき旨命ずることができる。過料付きで自身出頭を命じられた私人の被上訴人が代理

ない。過料付きで出頭を命じないときは、被上訴人にたとい彼が不出頭でも事件が判断されうる旨教示しなければならない。

高等裁判所はさらに本口頭弁論に呼び出すべき証人または鑑定人を定めなければならない。当事者はこの決定について通知されなければならない。

* 旧法 14 条に相当。

第 17 条* その他高等裁判所における本口頭弁論の問題については第 1 章第 9 条、第 46 章第 1 条ないし第 5 条、第 6 条第 2 項、第 7 条ないし第 9 条、第 11 条、第 13 条、第 16 条および第 17 条に述べるところが適用されなければならない。ただし、本章第 16 条の規定は延期された本口頭弁論への呼出しおよび当事者への命令について適用されなければならない。

事件について続行された、または新たな本口頭弁論が指定されるときは、高等裁判所はその弁論において事件が終結できるために適切な措置を講ずることができる。

このような措置の問題については本章第 10 条ないし第 12 条が適用される。

* 旧法 15 条に相当。

第 18 条* 本口頭弁論の際、上訴された判決は必要な程度において提示されなければならない。上訴人は判決の上訴がなされた部分および彼が申し立てる判決の変更を述べなければならない。被上訴人は申立てについて意見を述べる機会を与えられなければならない。

その後、検察官が上訴の審査に必要な程度において訴追活動を展開しなければならない。事件が被害者のみによって追行されるときは、このことはその代わりに被害者について適用される。ただし高等裁判所がより適切と認めるときは、上訴した被告人が検察官または被害者よりも前に自己の主張を展開することができ

命令は同視される。

第1項に関わる場合において当事者が本口頭弁論を求めたときは、明らかに不必要でない限り本口頭弁論を行わなければならない。

本案自体に関しない審査については本口頭弁論を行うことを要しない。

* 旧法21条に相当。

** 法改正前のものであるが、この条項を含むスウェーデン刑法の制裁に関する規定（25章から38章まで）については、坂田仁教授によるスウェーデン語からの翻訳がある（青少年更生福祉センター編『スウェーデン更生保護関係法令集』（1980）所収）。

第14条* 事件が本口頭弁論なしに判断される前に、当事者はすでにその主張を終えていることが明らかでないときは、それを行う機会を与えられなければならない。

* 旧法22条1項に相当。

第15条* 事件が第13条により本口頭弁論なしに判断されないときは、高等裁判所はこのような口頭弁論の期日を定めなければならない。期日はできる限り当事者と協議の上定めなければならない。訴訟手続問題または別個に判断しうる本案の一部の処理のためには、事件のその余の部分につて本口頭弁論の準備が整っていないとしても、本口頭弁論を指定することができる。

* 旧法13条に相当。

第16条* 本口頭弁論には当事者を呼び出さなければならない。

私人の上訴人はそうしなければ上訴が消滅するとの制裁付きで出頭を命じられなければならない。彼が自身出頭すべきときは、高等裁判所はさらに第21条第1項第2文の規定について彼に教示しなければならない。私人の被上訴人の出頭が事件の取扱いもしくは調査の上で有意義であるとき、または彼が自身出頭すべき義務を負うときは、彼は過料付きで出頭を命じられなければならない。

定する。そのための理由が存するときは、書面の交換を行うことなくこの問題を取り上げることができる。

* 旧法 10 条 a に相当。

第 12 条* 高等裁判所が必要と考えるときは、高等裁判所は鑑定人の意見の聴取、文書証拠の提出、検証もしくは見分のための物の用意、本口頭弁論外の証拠の取調べまたはその他の準備的措置をとることを決定しなければならない。

当事者が第 1 項による措置がとられることを欲するときは、彼はできる限り速やかに高等裁判所にこれに関する申請をしなければならない。

準備中の高等裁判所の義務については、第 42 章第 8 条第 2 項が適用されなければならない。

公訴にかかる事件において第 23 章による措置をとることが必要であるときは、高等裁判所は検察官にこれに関する命令を発することができる。

* 旧法 11 条に相当。

第 13 条* 高等裁判所は以下各号の場合には本口頭弁論なしに事件について判断することができる——

- 1 検察官が被告人の利益のためにのみ上訴したとき、
- 2 被告人のみが上訴し、かつ彼の変更の申立てが被上訴人により是認される (godtas) とき、
- 3 上訴が理由のないことが明らかであるとき、または
- 4 被告人を有罪とする理由もしくは彼に制裁を課する理由、または彼に罰金、条件付き判決もしくはこのような制裁の併科以外の制裁を課する理由が存しないとき。

第 1 項第 4 号に述べる制裁と、過料の賦課、および同時に仮釈放の取消し (förverkande av villkorligt medgiven frihet från fängelsestraff) の問題でない刑法 34 章第 1 条第 1 項第 1 号**による

べなければならない。

答弁書はこの当事者が援用する証拠および各証拠によって立証すべき事項に関する情報を包含しなければならない。従前提出されていなかった文書証拠は答弁書と同時に提出されなければならない。当事者が証人、鑑定人もしくは当事者の再尋問または再現現場検証の実施を欲するとき、彼はその旨およびその理由を述べなければならぬ。彼はまた高等裁判所における本口頭弁論の際被害者または被告人が自身出頭することを欲するときはその旨を述べなければならない。

* 旧法9条1, 2項に相当。

第10条* 高等裁判所は上訴人に答弁書を送付しなければならない。訴追のために意義を有しない被害者または証人の年齢、職業および住所に関する情報は、公訴にかかる事件の被告人に送達される書類から明らかにされてはならない。

必要があるときは、高等裁判所は準備におけるそれ以上の書面の交換を決定することができる。高等裁判所はまた書面交換に関する詳細な定めをし、その際いかなる点について当事者が意見を述べるべきかについて定めることができる。当事者は特段の理由が存するときのみ1通より多くの書面の提出を命じられる。

事件の合目的的な取扱いのために必要であるときは、準備において集会を行うことができる。高等裁判所は逮捕または勾留されている者が集会に出頭すべき旨決定することができる。

第45章第13条および第47章10条において電話による集会について述べるところは、本条による集会の際も適用されなければならない。

* 旧法10条, 12条に相当。

第11条* 審査許可が必要であるときは、高等裁判所は書面の交換が終了した後に、このような許可が与えられるべきか否かについて決

方で不十分であるときは、高等裁判所は上訴人に欠缺の補正を命じなければならない。

上訴人が第1項による命令を遵守しない場合、上訴状が重大な支障なく高等裁判所の審理の基礎に置くことができないほど不十分なものであるときは、上訴は却下されなければならない。

* 旧法7条に相当。

第8条* 第2項により異なる結果が生じないときは、上訴状は一定の期間内に書面で答弁すべき旨の命令とともに被上訴人に送達されなければならない。訴追のために意義を有しない被害者または証人の年齢、職業および住所に関する情報は、公訴にかかる事件の被告人に送達される書類から明らかにされてはならない。

上訴が明らかに理由がないものであるときは、高等裁判所は直ちに事件について判決をすることができる。

地方裁判所が第26章ないし第28章に関わる措置の申立てを却下し、またはこのような措置に関する決定を取り消したときは、高等裁判所は当分の間妥当する措置を直ちに認可することができる。地方裁判所がこのような措置を認可したときは、高等裁判所は地方裁判所の決定は当分の間執行してはならない旨直ちに決定することができる。勾留、旅行禁止または刑法第28章による戒護 (omhändertagande) に関する問題については、高等裁判所は被上訴人を聴かなくとも地方裁判所の決定を変更することができる。

高等裁判所が裁判所に自身出頭していない者を勾留することを決定したときは、第24章17条第3項および第4項が適用されなければならない。

* 旧法8条に相当。

第9条* 被上訴人は答弁書において上訴人が主張した上訴の理由に関する意見を述べ、かつ被上訴人自身が主張しようとする事実を述

所の判決理由の部分、

- 4 審査許可が必要であるときは、このような許可が与えられるべきことを支持するために援用する事実、および
- 5 援用する証拠および各証拠によって立証すべき事項。

従前提出されていなかった文書証拠は上訴状と同時に提出しなければならない。上訴人が証人、鑑定人もしくは当事者の再尋問または再現現場検証の実施を欲するときは、彼はその旨およびその理由を述べなければならない。彼はまた高等裁判所の本口頭弁論に被害者または被告人が自身出頭することを欲するときは、その旨を述べなければならない。

被告人が逮捕または勾留されているときはその旨を述べなければならない。

* 旧法4条1項ないし4項に相当。

第5条* 上訴が第3条により却下されないときは、地方裁判所は第2条に述べる期間の経過後上訴状および事件に関するその他の書類を高等裁判所に送付しなければならない。

被告人が勾留されているか、または上訴状において被告人の勾留の請求、第25章ないし第28章に関わる措置もしくはこのような措置に関する決定の取消しの申立てのように即時の審理を要する申立てが述べられているときは、書類は直ちに送付されなければならない。ただし、第2条に述べる期間が経過するまでの間上訴状の謄本は地方裁判所のもとに保持しなければならない。

* 旧法5条に相当。

第6条* 上訴事件を審査に取り上げることに上訴が遅れて提起されたこと以外の障害が存するときは、高等裁判所は直ちに上訴を却下することができる。

* 旧法6条に相当。

第7条* 上訴状が第4条の規定を充足しないとき、またはその他の仕

第 30 条 (削除)

第 51 章 刑事事件における判決に対する上訴について*

* 本章の規定の大部分は前章のそれと同一内容のものである。NJA II 1994, s. 688. したがって, 注記は前章のそれで足りるものについては省略する。前章の参照を乞う。

第 1 条* 刑事事件における地方裁判所の判決に対し上訴しようとする当事者は, 書面でこれをしなければならない。** 書面は地方裁判所に提出しなければならない。書面は判決が宣告された日から 3 週間内に裁判所に到達しなければならない。

* 旧法 1 条に相当。

** 弁護人は独立の上訴権を有しない。検察官は被告人の利益のためにも上訴することができる。Fitger, s. 314. もっとも, 訴訟代理人である弁護人は上訴権を有する。Welamson, s. 43.

第 2 条* 当事者の一方が地方裁判所の判決に対し上訴したときは, 被上訴人は第 1 条に述べる期間が経過した日から 1 週間内に判決に対し上訴することができる。このような期間内になされた上訴は, 最初の上訴が取り下げられ, またはその他の理由により消滅するときは消滅する。

* 旧法 2 条に相当。

第 3 条* 遅れて提起された上訴は, 地方裁判所によって却下されなければならない。ただし, 上訴が上訴期間内に高等裁判所に提起されているときは却下してはならない。

* 旧法 3 条に相当。

第 4 条* 上訴状は以下各号の情報を包含しなければならない——

- 1 上訴がなされる判決,
- 2 上訴がなされる判決の部分および申し立てられる判決の変更,
- 3 上訴の理由および上訴人の見解によれば不当である地方裁判

** 破棄という用語については 29 条の**を参照。

第 27 条* 地方裁判所における裁判官に対する除斥・忌避に関する事件が提起され、かつ高等裁判所が除斥・忌避の事由が存在すると認めるときは、高等裁判所は上訴された部分に関する地方裁判所の判決を破棄しなければならない。 **

* 旧法 27 条に相当。

** 本条は除斥・忌避の問題が判決に対する上訴に関連して高等裁判所において提起できるか、または不服申立てができる場合のみに関するものである。Gärde, s. 774. Welamson, s. 120.

第 28 条* 地方裁判所のもとに第 26 条または第 27 条に関わるもの以外の訴訟手続における瑕疵が存在しているときは、高等裁判所は瑕疵が事件の結果に影響したとみられ、かつ重大な支障なしには高等裁判所において補正できないときにのみ、地方裁判所の判決を破棄することができる。当事者はそれが明らかに不必要でないときは、破棄の問題について意見を述べる機会を与えられなければならない。

* 旧法 28 条に相当。

第 29 条* 高等裁判所が、地方裁判所は無権限であったか、または他の理由により事件を審査に取り上げるべきでなかったというもの以外の事由に基づき地方裁判所の判決を破棄するときは、高等裁判所は同時に審理 (behandling) の続行のために事件を下級裁判所に差し戻さなければならない。 **

地方裁判所が無権限であったとき事件を他の地方裁判所に移送する高等裁判所の権限に関する規定は第 10 章第 20 条に存する。

* 旧法 29 条に相当。

** 破棄 (undanröjande, 動詞は undanröja) という用語は、上級の裁判所が本案について自判することなく下級の裁判所の裁判の効力を剥奪することを意味する。Welamson, s. 119. したがって、差し戻しが必要になるわけである。

取り下げることができる。

上訴人は上訴状に述べた部分以外の地方裁判所の判決に関する上訴の変更をすることができない。 **

本案について和解が許容される事件については、当事者は高等裁判所において自己の事件を支持するために従前提出しなかった事実または証拠を、以下各号の場合にのみ援用することができる

- 1 彼が地方裁判所においてその事実または証拠を援用することができなかったことを相当の蓋然性をもって証したとき (görsannolikt), または
- 2 そうでなくとも彼がそうしなかったことについて有効な弁明を有するとき。

高等裁判所において相殺の申立てが初めて提出され、かつそれが事件において支障なしに審理することができないときは、申立てを却下することができる。

* 旧法 25 条に相当。

** 例えば、全部請求棄却の判決を受けた原告がその一部についてのみ上訴する旨上訴状に述べた場合、彼は後にその他の敗訴部分にまで上訴を拡張することはできないというのが最高裁の判例である。Welamson, s. 59.

第 26 条* 申立てなしにも高等裁判所は、地方裁判所のもとで第 59 章第 1 条第 1 号ないし第 3 号に述べる重大な訴訟手続違反 (domvilla) が存在しているときは、地方裁判所の判決を破棄 (undanröja) **しなければならない。

破棄は判決の全部またはその一部のみに関することができる。訴訟手続の瑕疵が上訴されていない判決の部分にも関するときは、高等裁判所は事情にかんがみこの部分を破棄すべきか否かを審査しなければならない。

* 旧法 26 条に相当。

める権利を有しない。

* 旧法 20 条に相当。

** 高等裁判所の上訴が上訴人の不出頭にに基づき消滅した旨の宣言（決定）は、前述のように地方裁判所の判決が確定することを意味し、欠席判決と同視される。したがって控訴人は、欠席判決の際の故障の申立てと同様に、事件の再取上げを求める権利を有するわけである。Gärde, s. 765.

第 23 条* 地方裁判所における本口頭弁論の際ある事実について証人、鑑定人もしくは真実保証のもとでの当事者の尋問が裁判所の前でなされ、または現場検証が行われ、かつ高等裁判所の判断もこの証拠の信頼性に依存するときは、地方裁判所の判決は高等裁判所における本口頭弁論の際証拠が再び取り調べられることなしには、この部分について変更することができない。ただしこのような変更は、証拠の価値が地方裁判所が認めたものと異なる特段の理由が存するときは行うことができる。 **

* 旧法 23 条に相当。

** 51 章 23 条とともに信頼規定（tilltrosparagraferna）とよばれる本条は、高等裁判所における最良証拠の原則の表現である。Ekelöf, Rättsmedlen, s. 52, Welamson, s. 85.

第 24 条* 上訴された判決が欠席判決であり、かつ地方裁判所が被上訴人によりなされた故障の申立てを取り上げるときは、故障申立て事件に関連して取り扱うために事件は高等裁判所によって地方裁判所に差し戻されなければならない。 **

* 旧法 24 条に相当。

** 欠席判決に対しては故障の申立てをすべきであり、上訴は認められないが（49 章 1 条 3 項、44 章 9 条）、欠席判決により請求の全部または一部を棄却された当事者（44 章 8 条参照）は上訴ができる。したがって、請求が欠席判決により一部認容されたときは、原告は上訴し、被告は故障の申立てをすることになる。本条はこのような場合を解決するために設けられた規定である。Welamson, s. 21 not 1.

第 25 条* 上訴は高等裁判所の判決または終局的決定がなされる前には

られなければならない。 **

* 旧法 18 条に相当。

** いわゆる最終弁論 (plädering) である。それは基本的に地方裁判所における最終弁論と同様である。Welamson, s. 111.

第 21 条* 上訴人が本口頭弁論のための集会に出頭しないときは、上訴は消滅する。 **

被上訴人が出頭せず、かつ彼に過料付きで出頭が命じられていた場合、高等裁判所は本案について和解が許容されないときは、新たな過料付き出頭命令に代えて、彼を裁判所に直ちにまたは事後の期日に勾引すべき旨命ずることができる。

当事者に自身出頭すべき旨過料付きの命令が発せられているのに彼が代理人によって出頭し、かつ本案について和解が許容されないときは、高等裁判所は新たな過料付き出頭命令に代えて、彼を裁判所に直ちにまたは事後の期日に勾引すべき旨命ずることができる。

ただし、当事者が過料付きで出頭を命じられ、または裁判所に勾引されるべき当事者に勾引を実施することができないときは、当事者が代理人のみによって出頭しているかまたは不出頭であるに関わりなく事件について判断することができる。

* 旧法 19 条に相当。

** 地方裁判所の判決が確定することを意味する。Gärde, s. 763, Welamson, s. 105.

第 22 条* 第 21 条により上訴が消滅した場合、彼が適時に届け出ることができなかった不出頭のための正当な事由を有するときは、高等裁判所は上訴人の申請に基づき事件を再び取り上げなければならない。

再取上げの申請は決定が告知された日から 3 週間内に書面で行なければならない。 **

控訴人が新たに不出頭であるときは、彼は事件の再取上げを求

ならない。

* 旧法 15 条に相当。

第 18 条* 本口頭弁論の際、上訴された判決は必要な程度において提示されなければならない。上訴人は判決の上訴がなされる部分および彼が申し立てる判決の変更を述べなければならない。被上訴人は申立てを認諾するかまたは争うか否かを述べなければならない。

その後、高等裁判所が他の手続がより適切であると認めないときは、まず上訴人が、続いて被上訴人がその主張を展開しなければならない。各当事者は他の当事者が主張したところについて意見を述べなければならない。被上訴人が出頭しないにも拘らず弁論が行われるときは、高等裁判所は必要な程度において書類から彼の主張が弁論に上程されるよう配慮しなければならない。 **

* 旧法 16 条 1, 2 項に相当。

** 第一審と同様に判決の基礎に置かれるのは、本口頭弁論に上程されたもののみである。Fitger, s. 307. 4 条の ** を参照。

第 19 条* 当事者がその主張を展開した後に、証拠が提出されなければならない。被上訴人が出頭しないにも拘らず本口頭弁論が行われるときは、高等裁判所は地方裁判所において彼が提出した証拠が高等裁判所における事件にとって有意義な程度において書類から弁論に上程されるよう配慮しなければならない。

特段の理由が他に導かないときは、第 35 章第 13 条により新たに取り調べるべきでない地方裁判所が取り調べた証拠は、同一の事実に関する証拠が高等裁判所によって直接に取り調べられる前に提出されるべきである。同一の事実に関する証拠が複数存するときは、一連のものとして提出されるべきである。

* 旧法 17 条に相当。

第 20 条* 証拠の提出後に当事者はその訴訟活動を終結する機会を与え

の主張を終えていることが明らかでないときは、それを行う機会を与えられなければならない。

* 旧法 22 条 1 項に相当。

第 15 条* 事件が第 13 条により本口頭弁論なしに判断されないときは、高等裁判所はこのような口頭弁論の期日を定めなければならない。期日はできる限り当事者と協議の上定めなければならない。訴訟手続問題または別個に判断しうる本案の一部の処理のためには、事件のその余の部分について本口頭弁論の準備が整っていないとしても、本口頭弁論を指定することができる。

* 旧法 13 条に相当。

第 16 条* 本口頭弁論には当事者を呼び出さなければならない。

上訴人はそうしなければ上訴が消滅するとの制裁付きで出頭を命じられなければならない。彼が自身出頭すべきときは、高等裁判所はさらに過料付きで出頭を命じなければならない。被上訴人は彼の出頭が事件の取扱いもしくは調査の上で有意義であるとき、または彼が自身出頭すべき義務を負うときは、過料付きで出頭を命じられなければならない。過料付きで出頭を命じないときは、被上訴人にたとえ彼が不出頭でも事件が判断されうる旨教示しなければならない。

高等裁判所はさらに本口頭弁論に呼び出すべき証人または鑑定人を定めなければならない。当事者はこの決定について通知されなければならない。

* 旧法 14 条に相当。

第 17 条* その他高等裁判所における本口頭弁論の問題については第 1 章第 9 条、第 43 章第 1 条ないし第 6 条、第 8 条第 2 項ないし第 4 項および第 10 条ないし第 14 条に述べるところが適用されなければならない。ただし、本章第 16 条の規定は延期された本口頭弁論への呼出しおよび当事者への命令について適用されなければ

ることを決定しなければならない。

当事者が第1項による措置がとられることを欲するときは、彼はできる限り速やかに高等裁判所にこれに関する申請をしなければならない。

準備中の高等裁判所の義務については、第42章第8条第2項が適用されなければならない。

* 旧法11条、12条に相当。

第13条* 高等裁判所は以下各号の場合には本口頭弁論なしに事件について判断することができる——

- 1 上訴人の変更の申立てが認諾されたとき、
- 2 上訴が理由のないことが明らかであるとき、
- 3 当事者双方が事件が本口頭弁論なしに判断されることを求めたか、またはこれに対する異議がないことを宣言したとき、または
- 4 上訴された事件の価額が地方裁判所の判決の時点に適用される国民保険法（1962：381）による基礎額を明らかに超えず、かつ当事者双方が本口頭弁論を求めなかったとき。

第1項第4号による価額の算定にあたっては、訴訟費用および訴えの提起後に生じた利息は除外される。

本口頭弁論が不必要であることが明らかであるときは、事件はつねに本口頭弁論なしに判断することができる。**

本案自体に関しない審査については本口頭弁論を行うことを要しない。

* 旧法21条に相当。

** 当事者の一方が審理妨害の目的で書面による裁判への同意を拒否するような場合が念頭に置かれている。実際には当事者双方が本口頭弁論を希望するときはこの規定はまず適用されない。Fitger, s. 309.

第14条* 事件が本口頭弁論なしに判断される前に、当事者はすでにそ

において援用される事実または証拠が従前提出されていなかったときは、本案について和解が許容される事件の当事者は、その理由を説明しなければならない。従前提出されていなかった文書証拠は答弁書と同時に提出されなければならない。被上訴人が証人、鑑定人もしくは当事者の再尋問または再現現場検証の実施を欲するとき、彼はその旨およびその理由を述べなければならない。彼はまた高等裁判所における本口頭弁論の際上訴人が自身出頭することを欲するとき、その旨を述べなければならない。

* 旧法9条1, 2項に相当。

第10条* 高等裁判所は上訴人に答弁書を送付しなければならない。

必要があるときは、高等裁判所は準備におけるそれ以上の書面の交換を決定することができる。高等裁判所はまた書面交換に関する詳細な定めをし、その際いかなる点について当事者が意見を述べるべきかについて定めることができる。当事者は特段の理由が存するときのみ1通より多くの書面の提出を命じられる。

事件の合目的な取扱いのために必要であるときは、準備において集会を行うことができる。

第42章第10条において電話による集会について述べるところは、本条による集会の際も適用されなければならない。

* 旧法10条に相当。

第11条* 審査許可が必要であるときは、高等裁判所は書面の交換が終了した後に、このような許可が与えられるべきか否かについて決定する。そのための理由が存するときは、書面の交換を行うことなくこの問題を取り上げることができる。

* 旧法10条aに相当。

第12条* 高等裁判所が必要と考えるときは、高等裁判所は鑑定人の意見の聴取、文書証拠の提出、検証もしくは見分のための物の用意、本口頭弁論外の証拠の取調べまたはその他の準備的措置をと

こと以外の障害が存するときは、高等裁判所は直ちに上訴を却下することができる。

* 旧法6条に相当。

第7条* 上訴状が第4条の規定を充足しないとき、またはその他の仕方
で不十分であるときは、高等裁判所は上訴人に欠缺の補正を命
じなければならない。

上訴人が第1項による命令を遵守しない場合、上訴状が重大な
支障なく高等裁判所の審理の基礎に置くことができないほど不十
分なものであるときは、上訴は却下されなければならない。

* 旧法7条に相当。

第8条* 第2項により異なる結果が生じないときは、上訴状は一定の
期間内に書面で答弁すべき旨の命令とともに被上訴人に送達され
なければならない。

上訴が明らかに理由がないものであるときは、高等裁判所は直
ちに事件について判決をすることができる。

地方裁判所が仮差押えもしくはその他の第15章による措置に
関する申立てを却下し、またはこのような措置に関する決定を取
り消したときは、高等裁判所は当分の間妥当する措置を直ちに認
可することができる。地方裁判所がこのような措置を認可したと
きまたは判決が確定力を有しないにも拘らず執行できる旨宣言し
たときは、高等裁判所は地方裁判所の決定は当分の間執行しては
ならない旨直ちに決定することができる。

* 旧法8条に相当。

第9条* 上訴人の申立てが認諾されないときは、被上訴人は答弁書に
おいて上訴人が主張した上訴の理由に関する意見を述べ、かつ被
上訴人自身が主張しようとする事実を述べなければならない。

答弁書はこの当事者が援用する証拠および各証拠によって立証
すべき事項に関する情報を包含しなければならない。高等裁判所

所の判決理由の部分,

- 4 審査許可が必要であるときは, このような許可が与えられるべきことを支持するために援用する事実, および
- 5 援用する証拠および各証拠によって立証すべき事項。

高等裁判所において援用する事実または証拠が従前提出されていなかったときは, 本案について和解が許容される事件の上訴人は, その理由を説明しなければならない。従前提出されていなかった文書証拠は上訴状と同時に提出しなければならない。上訴人が証人, 鑑定人もしくは当事者の再尋問または再現現場検証の実施を欲するときは, 彼はその旨およびその理由を述べなければならない。彼はまた高等裁判所の本口頭弁論に被上訴人が自身出頭することを欲するときは, その旨を述べなければならない。**

* 旧法 4 条 1, 2 項に相当。

** 地方裁判所の記録は控訴審の訴訟資料を構成しない (判決は別として)。Fitger, s. 304. 当事者は高等裁判所において第一審で援用したすべての法律事実を新たに援用しなければならない。Ekelöf, Rättsmedlen (9 uppl. 1982) s. 45.

第 5 条* 上訴が第 3 条により却下されないときは, 地方裁判所は第 2 条に述べる期間の経過後上訴状および事件に関するその他の書類を高等裁判所に送付しなければならない。

上訴状において仮差押えの申立てまたはこのような措置に関する決定もしくは判決が確定力を有しないにも拘らず執行できる旨の決定の取消しの申立てのように即時の審査を要する申立てが述べられているときは, 書類は直ちに送付されなければならない。ただし, 第 2 条に述べる期間が経過するまでの間上訴状の謄本は地方裁判所のもとに保持 (finnas tillgänglig) しなければならない。

* 旧法 5 条に相当。

第 6 条* 上訴事件を審査に取り上げることに上訴が遅れて提起された

を包含しなければならない。

* 旧法 15 条に相当。

第 50 章 民事事件における判決に対する上訴について

第 1 条* 民事事件における地方裁判所の判決に対し上訴しようとする当事者は、書面でこれをしなければならない。書面は地方裁判所に提出しなければならない。書面は判決が宣告された日から 3 週間内に裁判所に到達しなければならない。

* 旧法 1 条に相当。

第 2 条*** 当事者の一方が地方裁判所の判決に対し上訴したときは、被上訴人は第 1 条に述べる期間が経過した日から 1 週間内に判決に対し上訴することができる。このような期間内になされた上訴は、最初の上訴が取り下げられ、またはその他の理由により消滅するときは消滅する。

* 旧法 2 条に相当。

** 本条はいわゆる附带上訴 (anslutningsklagan) に関する規定である。Welamson, s. 73, NJA II 1994, s. 693.

第 3 条* 遅れて提起された上訴 (överklagande) **は、地方裁判所によって却下されなければならない。ただし、上訴が上訴期間内に高等裁判所に提起されているときは却下してはならない。

* 旧法 3 条に相当。

** 新法においては、överklagande は上訴と上訴状の 2 つの意味で用いられる。このような用語法に対しては立法段階で様々な批判が向けられた。NJA II 1994, s. 661-2.

第 4 条* 上訴状は以下各号の情報を包含しなければならない——

- 1 上訴がなされる判決,
- 2 上訴がなされる判決の部分および申し立てられる判決の変更,
- 3 上訴の理由および上訴人の見解によれば不当である地方裁判

いか、または拘禁6月よりも重い刑罰が規定されていない犯罪のために無罪の宣告を受けた地方裁判所の判決を高等裁判所が審査するためには審査許可が要求される。

地方裁判所がその判決において被告人に対する私的請求も審査したときは、この部分について第12条の規定が適用される。第1項により審査許可が要求されず、またはこのような審査許可が与えられ、かつ上訴が被告人が訴追された行為について有罪判決を受けるべき問題に関わるときは、この行為を理由とする私的請求のための上訴について審査許可が要求されない。

第1項は、判決が検事総長、法務監察長官または国会オンブズマンによって上訴されるときは適用されない。

第1項または第2項による審査許可の要求は、判決に対する上訴に関連してのみ上訴できる決定も包含する。

与えられた審査許可の問題については、第54章第11条第3項が適用されなければならない。

* 旧法12条aに相当。

第14条* 審査許可は以下各号の場合にのみ与えられうる——

- 1 上訴を高等裁判所によって審査することが法適用の指導のために重要であるとき、
- 2 地方裁判所が達した主文を変更する理由が存在するとき、**
または
- 3 そうでなくとも上訴を審査すべき特段の理由が存するとき。

* 旧法13条に相当。

** 本号が最も一般的な理由である。高裁が地裁の判断を不当と考えることは必要でない。その正当性に疑いがあれば足りる。許可は当事者が援用しない事由に基づいても与えられうる。もっとも許可事由を援用しない者は、高裁がこれを看過する危険に晒される。Fitger, s. 299.

第15条* 高等裁判所において審査許可が要求されるとき、地方裁判所の判決または決定はこのことおよび第14条の内容に関する情報

訴の通知をした当事者が、決定に対し別個の上訴をするよう指示されているときは、その上訴の審査が終わるまで〔本案〕訴訟を停止しなければならない。ただし、裁判所が訴訟の準備を続行すべきものと認めるときは、裁判所はそれを定めることができる。

ある者が第6条による上訴の通知をする場合、特段の理由が存するとき、裁判所はその上訴の審査が終わるまで訴訟を停止する旨宣言することができる。

今述べた以外の場合においては、訴訟手続中における地方裁判所の決定に対する上訴は訴訟の処理の延期を起因しない。

*旧法11条に相当。

第12条* 本案について和解が許容される民事事件については、第1章第3条d第1項により1人の法律専門家である裁判官によって取り扱われた事件、および第1章第3条第3項に述べる価額が国民保険法（1962：381）による基礎額を明らかに超えないその他の事件における地方裁判所の判決または決定を高等裁判所が審査するためには審査許可が要求される。

審査許可は、以下各号に関する上訴の場合には要求されない—

- 1 特別の構成により地方裁判所によって取り扱われる事件の裁判、
- 2 当事者または参加人以外の者に関わる決定、
- 3 裁判官に対する除斥・忌避を棄却する地方裁判所の決定、または
- 4 上訴の通知、故障または上訴の申立てを却下する決定。

与えられた審査許可については、第54章第11条第3項が適用されなければならない。

* 旧法12条に相当。

第13条* 刑事事件については、被告人が罰金以外の制裁に処せられな

ずると考えるときは、決定に対し別個に上訴することができる。

* 旧法 6 条に相当。

第 8 条* 地方裁判所が、ある裁判官に除斥・忌避事由がある旨宣言し、刑事事件における被疑者に対する法律扶助の申請を認可し、または被害者補佐人を任命したときは、これらの地方裁判所の決定に対しては上訴することができない。

* 旧法 7 条に相当。

第 9 条* 上訴人の変更の申立てに対する反駁として被上訴人は、上訴できない決定がそれにも拘らず、別個に審査されるよう求めることができる。 **

裁判所が過料またはその他の制裁を命じた決定に対し別個の上訴ができないときは、決定に不服がある者は、その命令を適用した決定に対する別個の上訴に関連してその有効性の審査を求めることができる。 ***

* 1 項は旧法 8 条 2 項に、2 項は旧法 8 条 3 項に相当。

** 請求を全部認容された当事者は、除斥・忌避または訴訟手続障害に関する抗弁を否定する決定に対する上訴の権利を有しないが、相手方が上訴したときは、これに対する防御方法として第一審で提出した抗弁を援用する権利があるということである。Gärde, s. 735.

*** 例えば過料付きの命令の有効性は、実際に過料を課する命令に対する上訴において審査されるということである。これが一般原則で、5 条 3 号、6 号（旧法 4 条 3 号、6 号）はその例外である。Fitger, s. 297.

第 10 条* 上訴の通知、故障もしくは事件の再取上げまたは上訴の申立てを却下した地方裁判所の決定に対しては上訴することができる。その他の場合には、このような通知もしくは申請がなされたかどうか、または上訴が正当な期間内になされたかどうかの問題は、高等裁判所によって審査されない。

* 旧法 9 条に相当。

第 11 条* 第 4 条により訴訟手続中における地方裁判所の決定に対し上

限、第25章ないし第28章に関わる措置もしくは刑法第28章による戒護（omhändertagande）に関する問題を審査したとき、

- 7 補佐人もしくは弁護人に関する申請を拒否し、または当事者が提案した者以外の者をこのような職務に任命したとき、
- 8 第5号または第7号に関わる以外の他の場合において一般法律扶助に関する問題を審査したとき、
- 9 刑事事件における被疑者に対する法律扶助またはこのような利益を認可された当事者に対する補償もしくは前払に関する申請を拒否したとき、または
- 10 刑法第33章による自由剥奪の期間の控除に関する問題について審査したとき。

* 旧法4条1項に相当。

** この場合、排除された者も当事者も上訴することができる。Fitger, s. 295.

第6条* 第5条第1号、第2号、第3号、第7号、第8号または第9号に関わる決定に対し上訴しようとする者は、決定が訴訟手続中になされたものであるときはまず上訴の通知をしなければならない。このような通知は決定が集会の際になされたものであるときは直ちに、そうでないときは彼が決定を受領した日から1週間内になければならない。これを怠る者はもはや決定に対し上訴する権利を有しない。

法律または法律の支持による命令により第1項に関わる決定に対し上訴する権限を有する公的機関は、決定がその公的機関が代理されていない集会の際になされたときは、決定の日から遅くとも1週間内に上訴の通知をしなければならない。

*旧法4条2、3項に相当。

第7条* 当事者が地方裁判所の決定によって事件の不必要な遅延が生

これを怠るときは、彼はもはや決定に対し上訴する権利を有しない。当事者が上訴の通知をするときは、裁判所は事情にかんがみ上訴が別個に、または判決もしくは終局的決定に対する上訴に関連してのみなされるべきかを定める。

* 旧法 3 条に相当。

** この通知は電話でもすることができる。Fitger, s. 294.

第 5 条* 地方裁判所の決定に対する上訴は、以下各号の決定の場合には別個にすることができる——

- 1 代理人、補佐人もしくは弁護人を排除し、またはこれに関する申立てを棄却したとき、**
- 2 参加人もしくは被害者として訴訟手続に関与すること、または第 13 条第 7 条により原告の請求の引受けに関する問題の審査を求める第三者の申立てを棄却したとき、
- 3 当事者またはその他の者に対する文書証拠の提出、検証もしくは見分のための物の用意に関する命令、または出版の自由に関する法律第 3 章第 3 条第 2 項第 4 号もしくは第 5 号、もしくは意見の自由に関する基本法第 2 章第 3 条第 2 項第 4 号もしくは第 5 号による審査の際それに関わる情報が証人尋問もしくは真実保証のもとでの当事者の尋問にあたって供与されることが特に重要であると認める命令をしたとき、
- 4 命じられた過料の賦課、勾引もしくは訴訟手続における軽罪のための責任、またはある者が訴訟費用を償還すべき義務に関する問題を審査したとき、
- 5 被害者に対する公費による補償もしくは前払または補佐人、弁護人、証人、鑑定人もしくはその他の者に対する補償もしくは前払に関する問題を審査したとき、
- 6 民事事件において仮差押えまたはその他の第 15 章による措置、または刑事事件において勾留、第 24 章第 5 条 a による制

定は第44章第9条に存する。

- * 1項は旧法と同じ、2項は旧法1条a、3項は旧法1条4項に相当。
- ** 2項は中間判決に対する上訴に関する規定である。

第2条* 当事者が書面をもって一定の法律関係から生じうる既存の争いまたは将来の争いに関連してなされる判決に対し上訴しない旨契約した場合、本案について和解が許容されるときは、この契約は効力を有する。ただし争いの発生前に締結された契約は、第1章第3条d第1項に関わる事件については効力を有しない。

判決が効力を生じた後になされた上訴しない旨の約束は、本案について和解が許容されるときは効力を有する。 **

- * 1項は旧法1条2項に、2項は旧法1条3項に相当。
- ** 判決に対して上訴しない旨の契約は極めてまれである。このような契約は判決以外の裁判に対する上訴を排除しない。Fitger, s. 293.

第3条* 地方裁判所の終局的決定に対しては、異なる定めがなければ上訴することができる。当事者が終局的決定によって判断された事件の再施に関する申請をする権利を有するときは、彼は決定に対し上訴することができない。 **

その他の決定に対しては、異なる定めがなければ、判決または終局的決定に対する上訴に関連してのみ上訴することができる。

- * 旧法2条に相当（2項は旧法8条1項に相当）。
- ** これは47章14, 18, 24条の場合である（刑事事件における被害者による私的請求に関する）。

第4条* 地方裁判所が訴訟手続中の決定において裁判官に対する除斥・忌避の申立てもしくは訴訟手続障害に対する抗弁を棄却したとき、または第1章第3条dに関わる問題について決定したときは、決定に対する上訴をしようとする当事者は、まず上訴の通知（missnöje）をしなければならない。 ** このような通知は、決定が集会の際なされたときは直ちに、そうでないときは当事者が決定を受領した日から1週間内にしなければならない。当事者が

(vadekärande), 被控訴人 (vadesvarande), 上告 (revision), 上告人 (revisionskärande), 被上告人 (revisonssvarande), 抗告 (besvär) 等は廃止された。新しい用語では, 控訴, 上告および抗告に共通する名称として上訴 (överklagande) が用いられ, 控訴人, 上告人および抗告人はすべて klagande, その相手方は motpart とよばれることになった。その理由としては vad, revision, besvär という用語があまりにも古色蒼然たるものであることが挙げられている。すなわち, vad は中世の地方法時代から用いられており, 本来原告と判決裁判官との間の判決の正当性をめぐる賭けを意味し, besvär は 17 世紀に至って初めてドイツ法の影響のもとに導入されたものであり, さらに revision も 17 世紀に創出された用語なのである。NJA 1994 II s. 658, Welamson, s. 16-7. 以下においては, klagande を上訴人, motpart を被上訴人と訳することにする (motpart は直訳すれば相手方当事者であるが, 被上訴人のほうが我が国の読者の違和感が少ないと思う)。

なお, 以下各条において改正前の規定 (「旧法」という) で相当するものを示すが, これは基本的または部分的にはほぼ同様の内容であることを意味するに過ぎない。

ちなみに, 本編以下ではこれまで頻繁に現れた Norstedts の注釈書の引用がみられないのは, 本編以下の部分は未刊行であることによる。

第 49 章 地方裁判所の判決および決定に対する上訴の権利について*

- * 判決, 決定の理由についての上訴は原則として認められないが, 例外的に例えば支払請求が時効や相殺を理由として棄却されたときは, 被告は他の理由による棄却を求めて上訴できる。また, 場合によっては却下決定に対して棄却を求めて上訴できる。Fitger, s. 292.

第 1 条* 地方裁判所の判決に対しては, 異なる定めがなければ上訴することができる。

地方裁判所が第 17 章第 5 条第 2 項に関わる場合において判決をするときは, 裁判所は事情にかんがみ判決に対する上訴が別個に, または地方裁判所の終局的裁判に対する上訴に関連してのみなされるべきかについて定める。**

欠席判決を与えられた者は判決に対し上訴することができない。このような判決に対する彼の故障の申立ての権利に関する規

かつ公知の事実と反しない限り、原告の事件における事実の陳述に基づかなければならない。陳述が原告の請求のための法的な理由を包含せず、またはそうでなくとも原告の請求の理由がないことが明らかな限度において、請求は棄却されなければならない。

この判決には欠席判決と表示しなければならない。

- * この2つの例外的場合は、“後向きケース (baklängesfall)”とよばれている。Norstedts, 3 s. 44: 22, Fitger, s. 262.

第9条 彼に対し欠席判決がなされた当事者は、訴えを提起した裁判所のもとに判決が彼に送達された日から1月内に故障を申し立てる (söka återvinning) ことができる。* 故障を申し立てないときは、判決は彼に不利益に確定する。

故障の申立ては書面をもってしなければならない。欠席判決が準備中になされたときは、書面は準備の遂行のために申請人の側から必要とされるすべての事項を包含しなければならない。

- * 故障の申立ては、当事者が不出頭について正当な理由を有することを前提としない。他方、上訴は欠席判決を受けた者の相手方のみができる。故障の申立てと上訴が並行するときは、50章24条が適用される。Fitger, s. 262.

第10条 故障の際、故障が申し立てられた部分の事件の取扱いは、欠席判決の問題が取り上げられた時の終結状態から進行しなければならない。故障の申立てが第7条bの支持をもってなされた欠席判決に関わるときは、事件について新たにこのような欠席判決をすることはできない。

彼に対し欠席判決が新たになされる当事者は、事件について故障申立ての権利を有しない。

第5編 高等裁判所のもとでの訴訟手続について*

- * 1994年の法改正（1994：1034）により本編以下の法文は大々的な改正をみた（58章を除く）。とくに用語については、控訴 (vad), 控訴人

第7条 a 被告が彼に対し欠席判決がなされうる旨の制裁付きの答弁書提出命令を遵守することを怠る場合、原告が反対しないときは、このような判決をすることができる。

被告は、原告の訴えの申立てに対する自己の態度を明らかにし、かつ本案の審査上有意義でありうる理由を述べたときは、答弁書提出命令を遵守したものとみられなければならない。*

* 本条は、被告が42章11条による答弁書提出命令を遵守しない場合に関する。実質的に無内容な答弁（例えば、被告にはなんら支払義務がない）は欠席判決を妨げることにはできない。法的に無意味な答弁（例えば、病気のため支払うことができない）も同様である。答弁の内容については42章7条をみよ。Norstedts, 3 s. 44: 18, Fitger, s. 260-1.

第7条 b 原告がその申立てを書面による債権証拠*または支払以外の他の給付に関する書面による約束で基礎付ける場合、被告が欠席判決の制裁付きの答弁書提出命令の後、第7条 a 第2項に述べるところを充足したが、しかし自己の見解のための相当な蓋然性のある (sannolika) 理由を示す**ことができないときにも、欠席判決をすることができる。

第1項は、原告の申立てが双務契約に基づき、かつ被告が対価に関する抗弁をするときは適用されない。

第1項による欠席判決は、原告がこれに反対するときはすることができない。

* ここでいう書面による債権証拠は、支払命令手続が適用される債権証拠と同一と解されている。Norstedts, 3 s. 44: 20.

** この立証のためには証人供述書を用いることができる。Fitger, s. 261.

第8条 欠席判決が原告に対しなされるときは、被告が認諾するか、またはそうでなくとも原告の請求が理由のあることが明らか*でない限り、原告の請求は棄却されなければならない。

被告に対する欠席判決は、その陳述が被告に通知されており、

は、裁判所は新たな過料付き出頭命令に代えて、彼を裁判所に直ちにまたは事後の期日に勾引すべき旨命ずることができる。

* 本条は非処分主義訴訟に関する。

第4条 当事者が本口頭弁論期日に出頭しないときは、第1条、第2条第1項および第3条に述べるところが適用される。

欠席判決が彼に対しなされうるか、または事件が彼の不出頭にも拘らず判断されうる旨の制裁付きで当事者に出頭命令が発せられ、かつ欠席判決がなされないときは、裁判所は出頭した当事者の申立てに基づき、事件について弁論を実施することができる。* このような申立てがなされないときは、事件は除去されなければならない。

* 出頭した当事者は、欠席判決を求めるか、通常的方式による審理・判決を求めるかの選択肢を有する。既存の裁判資料に基づく判決を得るほうがより利益だと考えるときは、後者を採ることになろう。Norstedts, 3 s. 44: 12.

第5条 当事者が代理人により出頭する場合、本人が自身出頭するよう過料付きで命じられており、かつ本案がそれについて和解が許容されないようなものであるときは、裁判所は新たな過料付きの出頭命令に代えて、裁判所に彼を直ちにまたは後日勾引することを命ずることができる。

第6条 ただし、当事者に過料が命じられているとき、または当事者が裁判所に勾引されるべきで、かつ勾引を事実上行うことができないと認められるときは、準備を終結し、または当事者が代理人のみによって出頭しているか、もしくは不出頭であるかに関わりなく、事件について判断することができる。

第7条 当事者の双方または一方が訴訟手続問題の処理のための特別な集会に出頭しないときは、それにも拘らず問題を判断することができる。

- * * その方法としては、例えば電話会議や書面の交換がありうる。Norstedts, 3 s. 43: 32.

第 44 章 当事者の不出頭 (utevaro) *等について

- * 法文上、当事者の不出頭 (utevaro) と欠席 (frånvaro) とは使い分けられている。前者は当事者本人も代理人も集会に出頭しないことであるが、後者は当事者が自身出頭を命ぜられた場合にそれに従わない場合である。表題の「等」は、被告が答弁書提出命令に従わない場合を含むことによる。Norstedts, 3 s. 43: 3, Fitger, s. 259.

第 1 条 当事者双方が口頭準備の集会に出頭しないときは、事件は除去されなければならない。*

- * 第 1 回期日か、続行期日かに拘らず、また処分主義的、非処分主義的訴訟の両者に適用される。Norstedts, 3 s. 44: 7.

第 2 条* 本案がそれについて和解が許容されるようなものである場合、当事者の一方が口頭準備の集会に出頭せず、かつ彼に出頭しなければ欠席判決 (tredskodom) がなされうる旨の制裁付きの出頭命令が発せられており、出頭した当事者が求めるときは、このような判決がなされなければならない。欠席判決が求められないときは、事件は除去されなければならない。

ただし被告が出頭しないときは、原告の申立てに基づき、口頭準備の続行期日を指定することができる。その際にも被告が出頭しないときは、第 1 項に定めるところが適用される。

- * 本条は処分主義訴訟に関する。我が法と異なり、原告が不出頭で、被告が出頭した場合にも欠席判決がなされうることに留意すべきである。この場合の判決の内容については 8 条 1 項に規定されている。

第 3 条* 本案がそれについて和解が許容されないようなものである場合、原告が口頭準備の集会に出頭せず、かつ彼に出頭しなければ事件は消滅する旨の制裁付きの出頭命令が発せられているときは、事件は除去されなければならない。

被告が出頭せず、かつ過料付きで出頭が命じられているとき

制裁付きで出頭を命じられる。

- * この場合には、裁判所が当初から弁論が一連のものとして終結できないことを知っているわけである。Norstedts, 3 s. 43: 26.
- ** 例えば、裁判所が２条末項により本口頭弁論中に障害が除去されると考えて弁論を開始したところ、この考えが誤りであることが判明したときも含まれる。Norstedts, 3 s. 43: 26.
- *** この規定は厳格に解釈すべきである。当事者双方が一致して延期を申し立てていること自体は決定的な理由にならない。Norstedts, 3 s. 43: 27.

第 12 条 事件が続行され、または新たな本口頭弁論が指定されたとき、裁判所は事件がそこで終結することができるために、準備が再び行われるべき旨命じ、かつこれに関する必要な指示を与えることができる。*

- * この新たな準備については 42 章の規定の適用できる部分が適用される。Norstedts, 3 s. 43: 30.

第 13 条 本口頭弁論の続行にあたっては、従前の弁論において終了したところから審理 (handläggning) を継続しなければならない。

新たな本口頭弁論の際は、事件について完全な審理がなされなければならない。従前の審理において取り調べられた証拠は、裁判所が事件において有意義であり、かつその取調べに支障がないと認めるときは、新たに取り調べなければならない。証拠が新たに取り調べられないときは、それは調書またはその他の適切な方法で提出されなければならない。

第 14 条 裁判所が、本口頭弁論が終結した後事件について判断する前に調査を補充することを必要と認めるときは、本章の規定により続行されたまたは新たな本口頭弁論を行うことができる。* ただし補充が単純な性質のものであるときは、裁判所は当事者と協議の上、その代わりに調査がその他の適切な方法で得られるよう決定することができる。**

- * 我が法でいう弁論の再開（日民訴 133 条）に相当する。

ときは、新たな資料は顧慮されないことがある。*

- * いわゆる失権 (preklusion) に関する規定である。本条は本口頭弁論が開始された後の新たな裁判資料に関する (それ以前の裁判資料に関する失権については 42 章 15 条が適用される)。Norstedts, 3 s. 43: 23.

第 11 条 本口頭弁論は第 1 章第 9 条の規定に起因する中絶のほか、可能であれば事件が判断に熟するまで一連のもの (ett sammanhang) として続行しなければならない。開始された本口頭弁論は、弁論が第 3 条第 1 項により行われたとき、* 審理 (handläggning) の開始後に新たに重要な理由もしくは証拠が生じたとき、** またはそうでなくとも裁判所がやむを得ない (nödvändig) ***と認めるときにのみ、延期することができる。延期された本口頭弁論はできる限り速やかに再施されなければならない。

本口頭弁論が一度または数度延期されたとき、合算した延期の日数が最高 15 日に達するまでは、本口頭弁論を続行することができる。その他の場合においては、事件の性質にかんがみ続行した本口頭弁論を開くための特段の理由が存在し、かつ本口頭弁論を一連のものとして行うことの目的が本質的に無視されないときは別として、新たな本口頭弁論を行わなければならない。簡易形式で行われる本口頭弁論が延期されるときは、第 42 章第 20 条第 2 項の適用なしに常に新たな本口頭弁論が行わなければならない。

延期された本口頭弁論に、当事者は弁論の場で直接にまたは特別の呼出状によって呼び出されなければならない。当事者に対する命令については、第 42 章第 12 条に定めるところが適用される。事件について本口頭弁論の続行が定められるときは、第 12 条第 1 項による命令に代えて、当事者は彼に対し欠席判決がなされるか、または彼の不出頭にも拘らず事件が判断されるという

43: 16. 我が国の刑事訴訟法における冒頭陳述をイメージすれば分かりやすいであろう。その実際については、前掲拙訳、ボールディング『民事・刑事訴訟実務と弁護士』44頁以下参照。

第8条 当事者がその主張を展開した後に、証拠調べが行われなければならない。当事者が立証目的で尋問されるときは、尋問はそれが問題になる事実に関する証人尋問の実施の前に行われるべきである。

裁判所は、文書証拠が本口頭弁論の際朗読されることなしに取り調べられたものとみられる旨定めることができる。このことは当事者がこれに同意し、裁判所の構成員が証拠を閲覧し (tagit del av), かつ事情にかんがみ不適切でないときにのみ行うことができる。

本口頭弁論の際の証拠調べは、証拠調べの性質およびその他の事情にかんがみ適切であるとき、または通常の規定による証拠調べが証拠をこのような方式で取り調べることの意義と合理的な関係に立たないほどの費用または支障を伴うであろうときは、電話で行うことができる。電話による証拠調べの際は、呼出しおよび命令ならびに不出頭のための制裁に関する本法の規定は適用されない。

第9条 証拠調べの実施後、当事者はその事件の最終弁論として必要と考えるところを陳述することができる。*

* これは最終弁論 (slutanföranden, pläderingar) とよばれる。Norstedts, 3 s. 43: 22. その実際については、前掲ボールディング、拙訳『民事・刑事訴訟実務と弁護士』52頁以下参照。

第10条 当事者が本口頭弁論中に従前に提出した情報を変更し、もしくはこれに付加する場合、または彼が弁論開始前に開示しなかった事実もしくは証拠を援用する場合、当事者がこの手続によって訴訟を遅延させ、相手方当事者に不意打ちを与え、またはそうでなくとも不当な目的もしくは重大な過失で行為すると考えられる

第5条 弁論は口頭でなければならない。当事者は裁判所が陳述の理解を容易ならしめ、またはその他取扱い上有益であろうと認めるときにのみ、申立書またはその他の書面による陳述を提出または朗読することができる。

第6条 当事者は真実に従って (sanningsenligt)、事件において主張する事実を説明し、および相手方当事者が主張する事実について意見を述べ、かつなされた質問に答えなければならない。*

当事者が従前述べたところに反する情報を与えるとき、またはそうでなくとも彼の情報に矛盾が存在するときは、彼はそれについて釈明するよう要求されなければならない。

* 当事者は意識的に不正確な主張をし、または故意に相手方の主張を争ったりしてはならない。この真実義務は、当事者に不利益な事実についても妥当する。もっとも強制手段は存しない。Norstedts, 3 s. 43: 14.

第7条 弁論の際原告はその申立てを提示し、かつ被告はそれを認諾するかまたは争うかを示さなければならない。当事者はさらに、それぞれその順序に主張を展開し (utveckla sin talan)、かつ相手方当事者の陳述に対し意見を述べなければならない。***

事情がそれを起因するときは、裁判所は弁論開始の際、争いの状況について簡単に説明することができる。

当事者が準備中に陳述したところは、彼の弁論における陳述が従前のそれから乖離するとき、彼が意見を述べるのを怠ったとき、またはそうでなくとも特段の理由があるとき以外の場合には、朗読することができない。

当事者の一方が在廷しないにも拘らず弁論を行うときは、裁判所の配慮により必要な限度において、彼が陳述したところを書面から提出しなければならない。

* 前掲拙稿「スウェーデン法における主張責任論 (2・完)」に1項の訳文がある。42章2条の*を参照。ここではそれを若干改めている。

** これは事実主張 (sakframställning) とよばれる。Norstedts, 3 s.

- * 本条は制定当事のままである。したがって、句読点の表示も最近の改正規定とは異なる。

第3条 第2条に関わる本口頭弁論に対する障害が存在する場合、第11条第2項により事後に新たな本口頭弁論を行うことを要せずに行き、かつ弁論の分割が事件の性質にかんがみ不適切でないときは、それにも拘らず弁論を開始することができる。

本口頭弁論が停止された場合、本口頭弁論外の尋問に関する規定により許容され、かつ尋問される者が利用できる (tillgänglig) ときは、それにも拘らず裁判所は口頭の証拠調べを行うことができる。*

調査上特に重要であるときは、その他の審理も第2項による証拠調べに関連して行うことができる。

第2項または第3項の支持をもって証拠調べがなされるときは、本口頭弁論外で取り調べられる証拠について定めるところの適用できる部分が適用される。

- * 証人等が事後の口頭弁論期日に出頭することができないとき、または再度の出頭が著しく過大な費用や支障を伴うときを意味する。Norstedts, 3 s. 43: 9.

第4条* 裁判所は取扱いの際整然たる秩序が遵守されるよう配慮しなければならない。裁判所は異なる問題または事件の一部が別個に処理されるべきか、またはその他第7条ないし第9条に定める秩序からの乖離がなされるべきかについて決定することができる。

裁判所はまた、事件がその性質が要求するところに従い調査され、かつ事件に不要なものが導入されないよう配慮しなければならない。裁判所は質問および指摘によって、なされる陳述における不明確性および不十分性を補正させるよう試みなければならない。

- * 本条は裁判所の訴訟指揮に関する規定で、1項は形式的訴訟指揮、2項は実質的訴訟指揮に関する。Norstedts, 3 s. 43: 10-11.

る。理由書は、複雑な証拠判断を要する事件は単独体によるべきでないことを強調している。Norstedts, 3 s. 42: 61.

** 概して、敗訴すべきだと思われる当事者が自己の側の理由を提出する現実的可能性を有する前には本案を明白と速断してはならない。Norstedts, 3 s. 42: 63.

第 21 条 本口頭弁論への呼出しについては第 12 条が適用される。

第 22 条 当事者が本口頭弁論の際準備中に開示しなかった証拠を援用しようとするときは、彼は直ちに裁判所および相手方当事者に証拠およびそれをもって立証しようとする事項について通知しなければならない。*

* 新たな申立てまたは法律事実の主張についても同様である。Norstedts, 3 s. 42: 65, Fitger, s. 252.

第 43 章 本口頭弁論について

第 1 条 事件が呼び上げられるとき、裁判所は終局的な取扱いに事件を取り上げるための障害が存しないか否かに関する情報を獲得しなければならない。

第 2 条* 本口頭弁論は、以下各号の場合には停止され、他の期日に指定されなければならない——

- 1 自身同席すべき当事者が代理人によってのみ出頭しているとき；
- 2 尋問されるべき証人または鑑定人が出頭しないとき；
- 3 当事者が新たに重要な理由を主張または新たな証拠を援用しようとし、かつ相手方当事者がそれに対する防御をするために延期の必要が認められるとき；または
- 4 そうでなくとも事件を最終的取扱いに取り上げるための障害が存するとき。

障害がその期日の取扱いの終結前に除去されると考えるときは、本口頭弁論を行うことができる。

の意見を入手し、文書証拠を提出し、検証もしくは見分する物を用意し、またはその他の準備的措置をとることが必要とされるときは、準備中にこれに関する決定がなされなければならない。

本口頭弁論外で証拠が取り調べられるときは、これに関する命令も準備中になされるべきである。

当事者が今述べた措置がとられることを欲するときは、彼はできる限り速やかにこれに関する申立てを裁判所にしなければならない。

第 20 条 準備が終結するや否や裁判所は、事件が第 18 条により判断されないときは、可能ならば当事者と協議した上で本口頭弁論の期日を決定しなければならない。訴訟手続問題または別個に判断しうる本案の一部の取扱いに関する本口頭弁論は、たとい事件のその余の部分の準備が終結していないとしても行うことができる。

本口頭弁論は、第 43 章第 2 条の規定にかんがみ可能であるときは、当事者の同意を得て簡易な形式で行うことができる。このような本口頭弁論は、準備に接続して直ちに、または同一の裁判官が裁判所を構成し、口頭の準備が終結した日から 15 日内という条件のもとに行うことができる。* 本案が明白であるときは、当事者の同意に関わりなく準備に接続して直ちに簡易な形式で本口頭弁論を行うことができる。**

口頭準備が電話でなされるときは、簡易な形式における本口頭弁論も準備に接続して直ちに電話で行うことができる。

簡易な形式における本口頭弁論の際、口頭準備が終結した当時の集会中に生起した事項は、本口頭弁論の際にも反復を要することなく行われたものとみられなければならない。

* 簡易形式による本口頭弁論の実施についても原則として通常の本口頭弁論に関する規定が適用される。裁判所は 1 章 3 条により 1 人の裁判官で構成される。このことはそれ自体簡易形式の口頭弁論の利用の制限を意味す

の費用を負担することと関連している。調停人には多くの場合、受訴裁判所外の裁判官が適切であることが経験上証明されているといわれる。なお調停人は、同一事件について複数任命することができる。Norstedts, 3 s. 42: 51-2. 我が国の調停委員（会）のような制度はない。

第 17 条 a 第 56 章第 15 条ないし第 17 条に、地方裁判所はある問題を最高裁判所の審査に付することができる旨の規定が存する。*

* 本条は 1989 年に導入されたもので、地方裁判所が先例的問題と考える問題に関する。しかしこれが適用されるためには、当事者が地方裁判所の判決に対して上訴しない旨の 49 章 1 条に関わる契約をしていることが条件とされる。Norstedts, 3 s. 42: 52 a.

第 18 条 事件は本口頭弁論の後に判断される。ただし以下各号の場合には、このような口頭弁論なしに判断できる——

- 1 判決以外の仕方で事件を判断するとき、*
- 2 欠席判決をするとき、
- 3 認諾または放棄がなされたことを理由として事件について判決をするとき、
- 4 和解を確証する (stadfästa) とき、および
- 5 事件における調査にかんがみ本口頭弁論を必要とせず、かつ当事者のいずれもそれを求めないとき。

第 1 項第 5 号の支持をもって事件を判断する前に、当事者がすでにその訴訟活動を終えているとみることができないときは、当事者にその機会を与えなければならない。**

第 44 章第 7 条 a または第 7 条 b により欠席判決によって事件を判断する前に、原告については、第 2 項に述べるところが適用される。

* 却下 (34 章参照) および除去 (13 章 5 条参照) の場合である。Norstedts, 3 s. 42: 53-4.

** 判例は、訴訟費用の償還をその申立書を相手方に送達することなく認容した第一審の除去決定を全部破棄している。Norstedts, 3 s. 42: 57.

第 19 条 証拠調べを本口頭弁論の際一度に実施できるために、鑑定人

当事者は集会前に、可能ならば準備のための集会がそれ以上必要でないように事案について精査（sätta sig in i saken）しなければならない。

第 15 条 本案がそれについて和解が許容されるようなものである場合、事件の取扱いにおける当事者の従前の訴訟活動（talan）の追行の仕方にかんがみ必要であるときは、当事者に終局的にその訴訟活動を決定し、かつ彼が援用する証拠を提出するよう命ずることができる。このような意見陳述のための期間が経過した後は、彼が事実または証拠を従前援用することを怠ったことについて正当な理由を有していたことを相当な蓋然性をもって証しない（inte göra sannolikt）ときは、当事者は新たな事実または新たな証拠を援用することができない。*

* 本条は、失権効付きの命令を規定するものである。この命令は当事者の申立て、その理由、援用しようとする証拠および立証事項、さらに反訴請求の提起にも関する。Norstedts, 3 s. 42: 45.

第 16 条 事件の取扱い上有益であるときは、裁判所は準備を終結する前に裁判所が理解した当事者の見解の要約書面*を作成すべきである。当事者はこの要約について意見を述べる機会を与えられなければならない。

* 要約の利点の1つとして、判決起案を容易にすることが挙げられていることに留意すべきである。Norstedts, 3 s. 42: 47.

第 17 条 本案がそれについて和解が許容されるようなものであるときは、事件の性質およびその他の事情にかんがみ適切な程度において、当事者を和解させるよう努めなければならない。

事件の性質にかんがみ特別の調停（medling）を行うことがより適切であるときは、裁判所は当事者に裁判所が任命する調停人の前の和解集会に出頭するよう命ずることができる。*

* 法文上は明記されていないが、当事者の双方または一方が調停に異議のないことが事実上の要件とされている。このことは特に当事者が調停

第 11 条 本案について和解が許容される事件においては、被告がそうしないときは彼に対し欠席判決がなされうるとの制裁付きで第 7 条による答弁を書面でするよう命ずることができる。命令においては第 44 章第 7 条 a または第 7 条 b により彼に対し欠席判決を与えることができないうために彼が遵守すべき事項について教示しなければならない。

第 12 条 本案について和解が許容される事件においては、不出頭の者に対しては欠席判決がなされうるとの制裁付きで、当事者に集会に出頭することを命じなければならない。また自身出頭すべき当事者には過料付きで出頭を命じなければならない。

本案について和解が許容されない事件においては、出頭しないときは事件における訴えが消滅するとの制裁付きで、* 原告に集会への出頭を命じなければならない。また彼が自身出頭すべきときは、裁判所は過料付きで出頭を命じなければならない。被告には過料付きで出頭を命じなければならない。

集会が訴訟手続上の問題の処理のみに関わる時は、第 1 項および第 2 項による命令に代えて当事者に過料付きで出頭を命じなければならない。 **

* 訴えが消滅するとは、訴えが除去される (avskrivas) ことを意味する (44 章 3 条 1 項参照)。

** 3 項は処分主義的訴訟、非処分主義的訴訟の双方に適用される。Norstedts, 3 s. 42: 42.

第 13 条 集会の際当事者は、裁判所が陳述の理解を容易ならしめるか、またはその他取扱い上有益と認めるときにのみ、申立書またはその他の書面による陳述を提出しまたは朗読することができる。

第 14 条 事件における調査上有益であるときは、裁判所は集会または書面の交換の続行の前に当事者に、続行される取扱いにおいて取り上げるべき問題点に関するリストを送付することができる。

によって行われる。それが適切であれば各種の準備の形態を併用することができる。***

第7条による答弁は、事件の性質にかんがみ答弁が集会の際口頭でなされるのがより適切でないならば、書面でしなければならない。****

答弁書が裁判所に到達したときは、事件の性質にかんがみ書面の交換を続行することがより適切でないならば、できる限り速やかに集会を開かなければならない。*****

集会が開かれるときは、可能であればその際に準備は終結されなければならない。そうできないときは、準備は書面の交換または新たな集会によって続行されなければならない。

- * 集会は電話会議を含む。Norstedts, 3 s. 42: 33.
- ** その他の取扱いには集会および書面以外のすべての準備活動が含まれる。電話による一方当事者との接触もこれに含まれる。Norstedts, 3 s. 42: 33.
- *** 法文には当事者が準備の形態の選択について影響を与えうるとは述べられていないが、裁判所はその決定にあたって当事者の要望および提案を十分に尊重すべきである。Norstedts, 3 s. 42: 33-4.
- **** 2項は答弁は書面による旨の推定を定める。Norstedts, 3 s. 43: 34.
- ***** 3項は答弁書が提出されたときは、準備は口頭による旨の推定を定める。Norstedts, 3 s. 42: 35.

第10条 集会は、集会の目的およびその他の事情にかんがみ適切であるとき、または裁判所の前での集会が開くことの意義と合理的な関係に立たないほどの費用もしくは支障を伴うであろうときは、電話で行うことができる。電話で行われる集会については、呼出しおよび〔出頭〕命令ならびに不出頭に対する制裁に関する本法の規定は適用されない。*

- * 電話による集会は、1987年の法改正により導入された制度である。Norstedts, 3 s. 42: 36.

- 2 どの程度原告の訴えの申立てを認諾しまたは争うか,
- 3 原告の訴えの申立てを争うときは, 原告がその訴えを理由付ける事実に関する意見, および被告が主張しようとする事実の開示をもってする争いの理由, ならびに
- 4 被告が援用する証拠および各証拠によって立証すべき事項に関する情報。援用する文書証拠は答弁と同時に提出すべきである。

* 2条の*を参照。

第8条 準備において当事者はそれぞれ, その主張しようとする一層の事実を述べ, かつ相手方の主張した事項に対し意見を述べなければならない。* また, 従前になされていない限り, その援用しようとする証拠および各証拠によって立証しようとする事項を開示しなければならない。まだ提出されていない文書証拠は直ちに提出しなければならない。当事者は相手方当事者の要求に基づき, 所持するその他の文書証拠を開示する義務を負う。

裁判所は事件の性質に従い, 準備の際争点が明確になり, かつ, 当事者が事件において主張しようとする全ての事項が述べられるようにしなければならない。裁判所は発問および指摘により当事者の陳述の不明確性および不十分性を除去するよう努めなければならない。

裁判所は各種の問題または事件の一部が準備において別個に処理されよう定めることができる。

* 主張の仕方については「継続的関連性の原則」が適用されるといわれる。Norstedts, 3 s. 42: 27, Fitger, s. 247. この原則については拙稿「スウェーデン法における主張責任論(1)」民商法雑誌法100巻5号(1989) 895—6頁参照。

第8条 a (削除)*

* 1984年に挿入された規定であるが, 1987年に削除され, その内容は15条に移されている。

第9条 準備は集会の際* もしくは書面の交換またはその他の取扱い**

とができる。

召喚状が発せられるときは、それは被告に召喚状申請書およびこれに添付された書類と一緒に送達されなければならない。*

- * 召喚状は、被告に対し原告の請求について答弁すべき旨の命令を意味する。Norstedts, 3 s. 42: 17, Fitger, s. 245. しかし2項から分かるように、実際に被告に送付されるものは我が法における訴状副本および答弁書催告状と大差ない。

第6条* 召喚状が発せられるときは、事件について準備が行われる。

準備は以下各号の事項を解明する目的を有する——

- 1 当事者の申立て (yrkande) および抗弁ならびに当事者がその申立て (talan) の理由として援用する事実,
- 2 どの程度当事者間に各自が援用する事実関係について争いがあるか,
- 3 提出されるべき証拠および各証拠によって立証すべき事項, **
- 4 事件の判断の前に一層の調査またはその他の措置が必要とされるか, ならびに
- 5 和解のための条件が存するか。

裁判所は事件の迅速な判断を志向して準備を進めなければならない。適切になされうる限り、裁判所は事件の取扱いについて当事者の意見を聞くべきである。

* 本条は1987年に改正された民事事件の準備手続に関する基本的規定である。

** ある事実についてどちらの当事者が証明責任を負うかは準備手続で確定されるべき問題ではない。それはむしろ争いの対象である。しかし、一般的には証明責任問題が議論され、当事者のこれに関する見解が具体化されることは有益である。Norstedts, 3 s. 42: 20.

第7条* 準備の際被告は直ちに答弁書により答弁 (avge svaromål) しなければならない。答弁書には以下各号の事項を記載しなければならない——

- 1 被告が行おうとする訴訟手続障害の抗弁,

は、彼は申請書にそれを述べるべきである (bör)。**

申請書は原告または彼の代理人によって自署されなければならない。
援用される文書証拠は申請書と一緒に提出すべきである。

* 拙稿「スウェーデン法における主張責任論 (2・完)」(民商法雑誌法雑誌 100 巻 6 号 (1989) 1056-7 頁) に 1987 年の改正前の訳文がある。
なお、7 条、8 条についても同様である。

** 例えば、14 章の事件の併合や、42 章 18 条の事項に関する要望である。
Norstedts, 3 s. 42: 10, Fitger, s. 244.

第 3 条 召喚状申請書が第 2 条の形式を充足せず、またはその他の点で不完全であるときは、裁判所は原告にその欠缺を補正することを命じなければならない。所定の申請手数料が支払われていないときも同様である。*

* 申請手数料は、通常裁判所のもとの手数料に関する政令 (1987: 452) により定められている。通常民事訴訟事件の申請手数料は 1996 年現在 450 クローネである (同令別表 1)。

第 4 条 原告が第 3 条による命令を遵守しない場合、申請書を訴訟手続の基礎に置くことができないほど欠缺が重大であるか、または不遵守が申請手数料に関わるときは、申請書は却下されなければならない。*

訴訟手続障害に基づき事件を審査に取り上げることができないことが明白であるときも、申請書は却下されなければならない。

* この申請書の却下は終局的決定によってなされる。事後の訴訟手続における訴えの却下とは異なる。Norstedts, 3 s. 42: 15, Fitger, s. 244. この申請書の却下は我が法の訴状却下 (日民訴 228 条) に相当する一召喚状申請書の内容は訴状のそれに相当する。

第 5 条 申請書が却下されないときは、裁判所は被告に原告の請求 (källomålet) に対し答弁すべき旨の召喚状を発ししなければならない。ただし、原告の主張が原告の請求のための法的理由を包含しないとき、またはそうでなくとも明らかに失当であるときは、裁判所は召喚状を発することなく直ちに事件について判決するこ

第6編 最高裁判所のもとでの訴訟手続について

第54章 高等裁判所の判決および決定に対する上訴の権利について

第55章 判決に対する上訴について

第56章 決定に対する上訴および先例問題の回付について

第57章 直接に取り上げられる事件について

第7編 特別上訴について

第58章 再審および期間回復について

第59章 重大な訴訟手続違反 (domvilla) 等に基づく不服申立て (klagan) について

前稿に対する補遺

第4編 下級裁判所のもとでの訴訟手続について

I 民事事件における訴訟手続について

第42章 召喚状 (stämning) および準備ならびに本口頭弁論なしの事件の判断について

第1条 ある者に対し訴訟を開始しようとする者は、書面をもって裁判所に召喚状の発付を申請しなければならない。*

* 召喚状の申請 (ansökan om stämning) が訴え提起の原則的方式であるが (13章4条1項)、家族法上の事件などは単なる申請 (ansökan) によって開始される。

第2条* 召喚状申請書には以下各号の事項を包含しなければならない

- 1 特定の訴えの申立て (yrkande)
- 2 訴えの申立ての原因として援用される事実の詳細な開示
- 3 援用される証拠および各証拠によって立証すべき事項に関する情報、ならびに
- 4 裁判所の管轄が他の記載から明らかでないときは、その管轄を充足する事実に関する情報。

事件がいかに取り扱われるべきかについて原告が要望を有するとき

- 第 24 章 勾留および逮捕について
- 第 25 章 旅行禁止および届出義務について
- 第 26 章 仮差押えについて
- 第 27 章 押収, 秘密の電話聴取等について
- 第 28 章 家宅捜索ならびに着衣の捜索および身体検査について
- 第 29 章 票決について
- 第 30 章 判決および決定について
- 第 31 章 訴訟費用について
- III 共通規定について
 - 第 32 章 期間および懈怠の正当な理由 (laga förfall) について
 - 第 33 章 訴訟手続における書面 (inlaga) および送達について
 - 第 34 章 訴訟手続障害について
- 第 3 編 証拠調べ (bevisning) について
 - 第 35 章 証拠調べ一般について
 - 第 36 章 証人について
 - 第 37 章 当事者および訴えを進行しない被害者の尋問について
 - 第 38 章 文書証拠について
 - 第 39 章 検証について
 - 第 40 章 鑑定人について
 - 第 41 章 証拠保全について (以上, 神奈川法学 31 巻第 2 号掲載)
- 第 4 編 下級裁判所のもとでの訴訟手続について (以下, 本号掲載)
 - I 民事事件における訴訟手続について
 - 第 42 章 召喚状 (stämning) および準備ならびに本口頭弁論なしの事件の判断について
 - 第 43 章 本口頭弁論について
 - 第 44 章 当事者の不出頭 (utevaro) 等について
 - II 刑事事件における訴訟手続について (既訳一前掲「スウェーデン刑事訴訟法」)
 - 第 45 章 公訴の提起について
 - 第 46 章 公訴が進行される事件における本口頭弁論について
 - 第 47 章 私的訴追の提起およびこのような訴追が進行される事件における本口頭弁論について
 - 第 48 章 刑罰命令および秩序罰金命令について
- 第 5 編 高等裁判所のもとでの訴訟手続について
 - 第 49 章 地方裁判所の判決および決定に対する上訴の権利について
 - 第 50 章 民事事件における判決に対する上訴について
 - 第 51 章 刑事事件における判決に対する上訴について
 - 第 52 章 決定に対する上訴について
 - 第 53 章 直接に取り上げられる事件について

翻 訳

訳注スウェーデン訴訟手続法（2・完）

——民事訴訟法・刑事訴訟法——

萩 原 金 美

目 次

はじめに
序 説

第1編 裁判所制度について

- 第1章 通常下級裁判所について
- 第2章 高等裁判所について
- 第3章 最高裁判所について
- 第4章 裁判官について
- 第5章 裁判所のもとでの公開および秩序について
- 第6章 裁判所の調書について
- 第7章 検察官および警察機関について（既訳—「スウェーデン刑事訴訟法」神奈川大学法学研究所研究年報15号掲載）
- 第8章 弁護士（advokater）について
- 第9章 刑罰、過料および勾引について（既訳一同）

第2編 訴訟手続一般について

I 民事事件における訴訟手続について

- 第10章 管轄裁判所（on laga domstol）について
- 第11章 当事者および法定代理人について
- 第12章 訴訟代理人について
- 第13章 訴え（talan）の対象および訴えの提起について
- 第14章 事件の併合および訴訟手続に対する第三者の参加について
- 第15章 仮差押え等について
- 第16章 票決について
- 第17章 判決および決定について
- 第18章 訴訟費用について

II 刑事事件における訴訟手続について（既訳一同）

- 第19章 管轄裁判所について
- 第20章 訴追の権利および被害者について
- 第21章 被疑者および彼の弁護について
- 第22章 犯罪を理由とする私的請求について
- 第23章 捜査について